

忠勝公御武功其外聞書全

忠勝様御武功其外聞書目録

印

一 権現様依仰 忠勝様御宗旨御改被遊候事

一 権現様参州吉田小原肥前守ヲ御責被遊候節 忠勝様御

武功の事

一 忠勝様駿州今川家の侍牧宗治郎方鎧御合被成候御武功の事

一 遠州懸川の城にて 忠勝様御働の事

一 江州姉川御合戦の節 忠勝様御武功の事

一 遠州一言坂にて 忠勝様(しんが)殿り被遊候御武功の事

一 遠州味方原御合戦の節 忠勝様御武功并信玄公御感

被成候事

附本多肥後守忠真様御討死の事

一 参州長篠御合戦の節 忠勝様御鎧御入しほの御武功の事

一 明智日向守光秀謀叛の節播州牧方にて

○入しほ(ひとしほ) || ひときわ。いっそ
う。

忠勝様被仰上候御忠言并御働之事

一 尾州長久手御合戦の節 忠勝様三ツの御武功の事

亦ハ小牧御合戦とも云

一 権現様秀吉公と御和睦已後京都にて秀吉公

忠勝様^江御挨拶被成候事

一 秀吉公御病気の節伏見騒動仕 忠勝様御見合に御出被遊事

一 権現様石田治部少輔以下御不和の節大坂御城内^江

忠勝様御供に被召れ候節御心懸の事

一 濃州関ヶ原御合戦の節 忠勝様御忠節成御働の事

一 濃州関ヶ原御合戦の節 忠勝様依^ニ_リ

権現様仰^一_ニ中村式部少輔殿御人数御引揚被遊候事

一 濃州関ヶ原御合戦の節 忠勝様、井伊兵部少輔と御先手

御争論并治部少輔敗軍以後

権現様 江 忠勝様勇々 独(ひとり) 御挨拶被仰上候事

附本多出雲守忠朝様御高名 権現様御誉被遊候事

一 植村右衛門佐殿より御先祖書被指上候記録に

忠勝様御武功ニケ条御座候事

一 権現様より井伊万千代殿 江 甲州衆七十余人為与刀御預

被成候記録 忠勝様御良将の御尊御座候事

一 勢州桑名にて 忠勝様御足輕杉野覚内と申者池田

三左衛門殿御家頼(兼)と喧嘩仕候節之事

一 忠勝様御息女様上州沼田の御城にて石田治部少輔逆心の

節御裁判被成候事

一 権現様 江 真田伊豆守様御別心無御座始終御味方被成候事

一 忠勝様御隠居被遊候節 美濃守様御家頼(兼)木村久

大夫 江 御物語被成候事

- 一 権現様駿河の御城御築被遊候節 忠勝様御不審被仰上候御咄の事
- 一 権現様上意にて天下分目の御合戦など可有ならハ何方にて可有哉と 忠勝様江御尋被遊候得者関ヶ原可然と思召候由被仰上候事
- 一 勢州桑名の御城 忠勝様御繩張ニ而御築被遊候節被仰出候御意之事
- 一 大坂御陳(陣)の節 忠朝様御討死の事
- 一 内記様江御家来ニ俣主悦之助 御先祖様御力量の御咄申上候事
- 一 内記様御代御当家御系図書被 仰付候節紀州様より忠勝様御武辺の場二三ヶ所御書付被進候砌
- 内記様御意被成候事

一 小幡勘兵衛殿御所持の書物之内

忠勝様御武功の品々六ヶ条御座候を拔出仕候事

権現様依仰 忠勝様御宗旨御改被遊候事

一 永禄五年之頃
(一五六二)

権現様参州一向寺一揆乱逆の佐崎・野寺・針崎三ヶ寺破布可

○上宮寺(岡崎市上佐々木町)
○本證寺(安城市野寺町)
○勝鬘寺(岡崎市針崎町)

被遊与被 思召候由、此時御譜代の御歴々過半宗門に属し

御敵对本多佐渡守殿其時は弥八郎殿と申候つる一揆の頭を

※本多佐渡守…本多正信(一五八〇—一六一六)

被成御敵対にて御座候よし 此ゆへに

権現様にも御難儀被遊候得共 忠勝様少も御別心無御座御味方

にて御忠戦被遊候、忠勝様には御両親様より一向宗ニ而

候得共其節浄土宗に被相改候得との 上意に付御宗旨御改

被遊候よし

権現様参州吉田小原肥前守ヲ御責被遊候節

○参州吉田(愛知県豊橋市)
※小原備前守…小原親高(生没年不詳)

忠勝様御武功の事

一 今川氏真公の士大将小原肥前守、参州吉田の城を相守り候遊ばさるヲ

※今川氏真（一五三八～一六二五）

権現様御責被遊御人数を二連木加須塚等の要害江被遣候処

○二連木加須塚（愛知県豊橋市二連木町）

小原肥前守是を見候て吉田川の辺下地と申所へ打出防戦

○吉田川（以前の飽海河、後の豊川）

仕候、其時忠勝様一番に御かゝり被成牧宗治郎と鐘

※牧宗治郎（生没年不詳）

を御合被成無比類御働にて御座候時に蜂屋半之丞被申（比類無き）

※蜂屋半之丞：蜂屋貞次（一五三六～一六四〇）

候は毎度一番鐘をつく所に、このたひ本多に越され二番

鐘は無レ詮とて槍をすて刀を抜てかけ入敵幾人切ふセ

※河井正徳（生没年不詳）

られ候、其時敵方より河井正徳と申剛のもの鉄砲を持って

蜂屋をねらい打候にあやまたす眉間にあたり蜂屋討

死被致候、已後
権現様御直に御むかひ御責詰被遊候得者肥前よくふセき

落城不仕候につき酒井左衛門尉殿よりあつかひを御入候者松平

※酒井左衛門尉：酒井忠次（一五七七～一五九六）

源三郎様ヲ氏真公江人質に被遣、自今以後御疎意有間敷

※松平源三郎：松平康俊（一五五五～一六〇六）

候間、吉田ヲひらき東参河を此方江可被相渡のよし被仰遣候
得は小原承引仕源三郎様を請取城を開渡申候、此時より
参州一国不浅御手に入申候由、肥前守はそれより駿州花
澤の城を持罷有候事

○駿州花澤（静岡県焼津市）

忠勝様、牧宗治郎と鎧を御合被成候事

一 駿州今川家の家来城所助之丞、牧孫左衛門と申武辺場数の
士兩人御座候、城所助之丞は每陳（陣）に桔梗笠を着し出申ニ付

※城所助之丞（生没年不詳）
※牧孫左衛門（生没年不詳）

権現様氏真公と御合戦の節ハ 徳川の鹿角今川の桔梗
笠と世間へ聞へ申候よし、鹿角と申候ハ則 忠勝様の御事
右の孫左衛門は其節より十五、六ヶ年も以前相果申候由、孫左衛門
伴宗治郎と申もの二、三歳に成申候ヲ孫左衛門か妻引つれ
駿州の内在郷江引籠養育仕候、宗治郎十八・九歳に成候

て亡父のことを母にたつね候得者今川家にて牧孫左衛門と申
かくれなき武勇の侍にて異名をバ強鉄孫左衛門と申候、何ヶ年
以前に相果候ニ付其方召つれ此所居申候、孫左衛門別而知音の
傍輩城所助之丞と申もの今に氏真様に罷在候、此頃
の傍輩(衍字)参州武士に鹿の角、今川家に桔梗かさといわれ候、鹿の角
とハ本多平八郎殿事、ききやう笠とは助之丞か事、因是
平八郎殿よりハ助之丞を御目につけ、助之丞ハ本多殿を心
につけ、鑓合さんとたかひに存知候得共、両家中より平八郎殿
助之丞を大切に致し候故、未勝負者是なきよし聞へ候とも
語りきかせ候へは夫(それ)より宗次郎存知立駿府助之丞方江参
孫左衛門俣のよし、段々申聞セ何とそ一度武勇の功を立
て申度存知候由、祢(ねんごろ)頃(ころ)に頼入候得ハ助之丞大に感し涙を
流し我等一命につけ取立可申と約束致し候、其節
宗次郎申候ハ、左様に思召給り候者桔梗笠を御借し

可被下候、近くに参河衆と御合戦御座在へきよしニ候得者
本多平八郎殿と鑓を合セ申度と望申候、此儀にハ助之丞も
当惑致し候得共是非と望候故桔梗笠を宗治郎に借シ申
候、其笠を着つかまつり御一戦の節

忠勝様を心かけ果して鑓を合セ申候 忠勝様宗二郎を
突ふセ給ひ首を御取可被成と思召桔梗笠を御はつし
御覽候得は助之丞にてハ無御座、前髪立の若武者にて御座
候ゆへ、其方助之丞にては無之候、いかなるものそと御尋被成候得は
牧宗治郎と申もの也、平八郎殿と見及鑓を合セ一生の
名誉に致シ度存知、桔梗かさを助之丞に無理所望仕借り
出し出陣仕候よし、神妙に申上候得ハ 忠勝様奇特千萬に
思召れ候て、しからはたかいに可相退候、此方利運に於得て
ハ必某を尋参れ候得、聊御如在有間敷□□□□との御約束

○御如在||御如才?疎略。ぞんざい。

にて御引わかれ被成候、其のち今川家没落つかまり
忠勝様江宗二郎尋参り御奉公申候、今に宗次郎子孫当
中務大輔様に御奉公仕罷有候、右之筋目被思召候哉御
懇に 被召仕候よし

遠州懸川(掛)にて 忠勝様御働之事

○遠州懸川(静岡県掛川市)

一 永祿十二年(一五六九) 巳二月廿三日今川氏真公の侍大将朝比奈備中守

※朝比奈備中守：朝比奈泰朝(生没年不詳)

懸川に罷有候所に氏真公其節駿府を信玄公に押たて
られ懸川に籠城の節

※信玄：武田信玄(一五二〇〜一五七二)

権現様御責被遊候得ハ今川家宗徒(むねと)の侍城を払罷出せり合
たひくにおよひ候得ハ御味方御人数方々より馳集候故に
備中守氏真公江申上候ハ近辺在々の侍迄

家康の陳(陣)へ馳かり当城を二重三重に取かこみ候、某儀は罷出

討死可仕と申候得ハ岡部治郎右衛門と申もの進出備中守討死無益に候、命を全仕いつかた迄も君の御供仕可然と申ニ付備中守けにもと存知討死を相止申候、依之備中守子息弥太郎を和睦の使に申付、酒井左衛門尉殿陳所江指越城中の侍共命御たすけ候者城をひき渡し可申候由来候、則左衛門尉殿

※岡部治郎右衛門：岡部正綱（二五四）八四

※子息弥太郎：朝比奈泰基（生没年不詳）

権現様御耳にたてられ候処城を明わたすにおゐてハ命の儀は願之通可レ助レ之ヲよし被仰遣候、それより氏真公天龍川の下懸塚と申湊より舟にて五月廿六日小田原江御引のき候由

○懸塚（静岡県磐田市）

又一説には小倉内藏之助と申候士大将（侍大将）

※小倉内藏之助：小倉勝助（生没年不詳）

権現様御陳所江参和睦調候て懸塚より舟にて豆州土倉へ御引入とも申候

○豆州土倉（静岡県駿東郡清水町）

其節 忠勝様一番に城内へ御入被成御人数を御まねき入被遊諸事御裁判被成候得は

権現様御感被遊のよしニ御座候、それより中和泉に御着陳に

○中和泉（静岡県磐田市）

被遊候得は遠州の諸土方々より馳参り御味方仕へき

よしにて御礼申上候、次初（次第）に御手廣く罷（ナリ）可申と何も御

悦喜被成候由、此節 忠勝様御年廿二歳

江州姉川御合戦の節 忠勝様御武功の事

○江州姉川（滋賀県長浜市）

一 元龜元年（一五七〇） 庚午六月廿八日信長公、浅井備前守を為御退（追カ）

※浅井備前守…浅井長政（一五四五～七三）

討江州江御進発被成候

権現様にも為御加勢御発向被遊、同月廿八日江州姉川におゐて御一

戦御勝利をゑられ候、此時越前の朝倉義景、浅井加勢とし

※朝倉義景（一五三三～七三）

て朝倉孫三郎に人数二万（亦一説二ハ）指添発向仕候、然所信長公

※朝倉孫三郎…朝倉景健（一五二六～七五）

廿七日の終夜敵陳に火を焼候を御覧被成、必明日は朝倉
戦にかけきたるへきと御つもり被成、諸将を召集ら
れ御備配り御評議御座候につき

権現様被 仰候は朝倉にても浅井にても一方某請可申と被 仰候得ハ
信長公被仰者越前勢へ御向給り候得誰にても御望次第指かへ可申と
被仰故しからハ稻葉を被仰候付得と

※稻葉：稻葉良通（二五二～八九）伊豫守

権現様御このミにて伊豫守殿御後を固められ候、越前勢ハ二万
御味方五千にて御むかひ被遊候、御先手ハ小笠原与八郎殿・酒井
左衛門尉殿にて既に戦ひ初り候処、爰に浅井殿先手磯野丹波守な
と彼是五千余一手になりて信長公の御さきを切崩し
坂井右近殿・池田勝九郎殿を始敗軍にて引退き候得ハ、越前
是を見候ていきおひかゝり姉川を打越

※磯野丹波守：磯野員昌（生没年不詳）

※坂井右近：坂井政尚（？～一五七〇）

※池田勝九郎：池田元助（？～一五九四）

権現様御先手もくつれかゝり敵一万余一手になり追ひ来候を
権現様、本多豊後守殿・松平左近将監殿江御向ひ被仰候ハ、味方東西北
に利を失ひ信長公の旗本もあやうく見ゆる間、我旗本を
以て勝負を可決との仰を 忠勝様御聞被成候とひとしく
唯一騎馬上に鑓を御ひつさけ被成敵陳一万余の真中江一文

※本多豊後守：本多広孝（一五七〇～九七）

※松平左近将監：松平康親（一五二二～九四）

※信長：織田信長（一五三〇～八）

字に御突かゝり被成候

権現様是を御覧被遊平八討すな本多討すなと御下知被成候

故二千余の御旗本一同に突かゝり候得ハ越前勢終に敗軍仕、真柄父子を初歴々の侍数多討死仕候、此御いきおいに依て信長公御本陣無恙浅井を追崩し御勝利を被得候、御合戦終て信長公より

権現様江

今度於江北出群拔萃^(子)之至功誠十高祖百張良之勢功と言とも同日ニ不可語、當家之綱紀武門之棟梁と有て候、御感状被進候

権現様大に御悦喜被遊、則 忠勝様を被召出此感状を被下候はひとへに其方はたらきゆへと被仰夥布御称美被遊由

此時の御合戦 忠勝様御働之儀は信玄公にも御聞及被成殊之外御感心被成候由、尤兵法鑑の入しほ伝授に御叶被成たる御働に御座候由、忠勝様御年廿

※真柄父子…父…真柄直隆(二五六〇七〇)子…真柄隆基(二五七〇)

○拔萃…拔群。
○至功…この上もない功績。
○(十の)高祖…中国漢の初代皇帝。
○(百の)張良…中国漢初の功臣。

三歳

右之御合戦元禄八乙亥迄百二十八年

忠勝様遠州一言坂ニ而殿(しんが)り被遊候御武功之事

○一言坂(静岡県磐田市)

一 元龜三年(一五七二)壬申十月中旬武田信玄公三万余の大軍を引

卒し遠州に出張有之に付

権現様御先勢四千にて見付の臺三本松の茶屋町はつれ迄

押出し罷有候、信玄公御覧候てあれをのかさぬ様に討取

と被仰甲州勢喰留候、其時内藤三左衛門殿被申候は浜

松勢(わずか)纒ニ八千の内四千爰に出候て

※内藤三左衛門：内藤信成(一五四五～一六一二)

家康様いまた御出馬不被遊候、別に甲兵の大軍と戦候は

忠勝あるましく候、人数引揚候者可然候、しかしながら

是ほと取鎮ての上引あげ候事此三左衛門ハ不罷成と被申候時

忠勝様御すゝみ出被成御下知を以て御人数御引揚被成と
其まゝ甲州衆つきしたひと處に 忠勝様御家来桜井
庄之助・三浦竹藏・大原作之右衛門坂口にて返しあわせ戦
候内、大原惣右衛門・柴田五郎右衛門兩人ハ馬上の敵二騎鉄砲にて
打落し申候、其志を合に御家来大兼彦助に被仰付見
付の宿に火を御かけさせ被成、其煙のまきれに御人
数一言坂の方へ御引入被成候所江信玄公の人数追来候を
忠勝様一言坂の上細道に御待被成鎧御取直し被遊突
ちらさんと思しめし候御いきおひを見候て、信玄衆もかねく
忠勝様御事は鹿の角の御兜にて能存知罷有候ゆへ
猶予仕居内 忠勝様きひしく御下知被成御人数無
難御引揚被成天竜川を舟にて渡切申候、其内
忠勝様七、八度敵を追かへされ跡すきりに天竜の川
端迄御退被成御ふねに可被召方思召候得共、弥敵急に

※桜井庄之助勝次（生没年不詳）

※三浦竹藏（生没年不詳）

※大原作之右衛門（生没年不詳）

※大原惣右衛門（生没年不詳）

※柴田五郎右衛門（生没年不詳）

※大兼彦助（生没年不詳）

○見付宿（静岡県磐田市）

したひ来り川端にては御鑓もあい可申程近寄候処
に手早く御舟ニ而御のり移被成天龍川を御越被成候由
一 甲陽軍鑑には本多平八郎其年廿五歳なれとも

○甲陽軍鑑：武田氏の軍書。

家康下におゐて度々の誉有よし内々武田の家江も聞ゆへ様
なりつるか、彼平八郎兜に黒き鹿の角を立、身命を惜ま
す敵味方の間へのり入引揚たる様子ハ甲州にてむかしの
足軽大将原美濃守・横田備中・小幡山城・多田淡路守・山本
勘介此五人已来は信玄公御家にも他なき人に似たり
家康小身の家に過たる平八郎なり、其上参河武士十人か七
八人は唐の頭をかけて出る、是も過たりと甲陽軍鑑に
御座候、尚亦信玄公の家頼(巻)小杉右近助と申もの
忠勝様御勇猛を奉感歎につらね見付宿はつれ坂の
上左のかたに三本松と申候三股の大木今に御座候、此

※原美濃守：原虎胤（二四九七～一五六四）
※横田備中：横田高松（？～一五五〇）
※小幡山城：小幡虎盛（？～一五六二）
※多田淡路守：多田満頼（？～一五六三）
※山本勘介（？～一五六二）

※小杉右近助（生没年不詳）

松の本にへきの裏に書付立置申候よし

○へき||へき||へき板の略。薄く削り取った板。

家康にすきたる物か二つ有

唐の頭に本多平八

権現様には其節浜松の東馬込の橋に 忠勝様御帰被成候を
御待うけ被遊御座候て甚御感心被遊 忠勝今日の働無
比類寔に家家の良将なりと御称美被遊、それより御城江
御供に御入被成候よし

亦一説には 忠勝今日の働は偏に八幡と思召のよし

権現様被仰御感心被遊候とも承伝候

此時より 忠勝様御武功天下に流布仕殿りの被成所
兵法至善の理に御叶被遊候よしにて信玄公にも甚御
感心被成の旨伝来仕候由、先師布施源兵衛物語
仕候、右之御合戦元禄八乙亥迄百二十五年

※布施源兵衛(生没年不詳)

遠州味方原御合戦之節 忠勝様御武功 并

○遠州味方原(静岡県浜松市北区三方原町)

本多肥後守忠真様御討死之事

※本多肥後守忠真(一五七三)

一 元龜三^甲年十二月廿二日、信玄公との御合戦申の下刻に
軍始り酉ノ刻に戦ひ終り申候

権現様浜松の御城^江御人数御引揚被遊候時、本多肥後守忠真様
には御旗奉行にて被成御座候よし、御退口にて敵急にしたひ
来り候ゆへ御旗を二本くいに御立置被成返し合され御討
死被成候よし、其節忠勝様法師武者首壺ツ御取被成、信
玄の首を御取被成候よし高声に御呼び被成、則御実
檢に御入被成候得ハ御味方大にいきおい力付申候、依之
権現様御機嫌不大形御悦喜にて 忠勝様御武功の程を以

○不大形(おおかたならず) 〓甚だ。

感心被遊候よし、其夜信玄公陳所^江

権現様夜軍に可被遊^与被思召、大久保七郎右衛門殿をさかいかけ迄

※大久保七郎右衛門：大久保忠勝(一五四
一六〇二)

物見に被遣候得者信玄公用心稠布被成一、二の先手十四備(きびしく)
前後へくり替捨かゝり本篝を焼夜をあかさされ候ゆへ其様子
七郎左衛門殿被見届具に被申上候故夜軍御やめ被遊候よし
右の御合戦已後信玄公江馬場美濃守申上候は今度
味方原の御合戦に

○篝||かがり火の略。

※馬場美濃守：馬場信春（五二四〜七五）

家康の家来(いずれ) 何も神妙成働仕候と申上候得ハ、信玄公其見立ハ
いかゝと御尋被成候、美濃守申上候はされは討死仕候もの共
のむくろを見申候に浜松のかたへたおれ候者は仰き味方江た
おれ候者はうつむき罷有候、是にて考候得は皆働死に仕候と
相見江候由申上候得者、信玄公にも尤に思召、さすか参河武士程
有之よし被仰御感し被成候よし

右之御合戦元禄八乙亥迄百二十五年

參州長篠御合戦之節 忠勝様御鑓御入しほ(一八)

○三州長篠(愛知県新城市長篠)

之御武功之事

一 (一五七五) 天正三年乙亥四月武田勝頼公參州出張、奥平九八郎殿

※武田勝頼(一五四六~八二)
※奥平九八郎:奥平貞能(一五三七~九九)

居城長篠の城を取かこみ責られ候ニ付後詰の義を

権現様江鳥居強右衛門を以て被申上候、依之信長公江被仰入御両将後

※鳥居強右衛門(一五七五)

詰として御出馬被遊候処、勝頼公剛將其上信玄公より伝り候

武功の士大将余多御座候故信長公にも御用心被成(数多)

権現様御家来衆を被召寄、各此度の一戦に存知寄有之候者

不浅可申上候よし被仰出候得ハ、本多百助殿末座より被罷

※本多百助:本多信俊(一五三八)

出左候者於長篠柵を御つけ御合戦被成候てはいかゝ可有御座と

被申上候得は、信長公聞もあへすそれは百助よはき申合なり

柵などを付申に可及かと諸人承り候処前にてハ御しかり被成其夜密ニ

権現様江御使者にて百助を可被召連のよし被仰遣候、則百助御供ニ

被召れ御越被成候得は信長公被仰候は人前にては敵方へ□□へ可申哉と思召、わさと御しかり被成柵を付たゝかい可申との分別扱々能出申候、最早此度の合戦ハ必定勝利を被得候間安堵可被成候よし

権現様 江御挨拶にて百助殿を御誉被成、信長公御盃を被下候由
其後長篠戦場にて五町宛(ずつ)明置候て柵を三重迄御付被成候
信長公と

権現様との御陳所は一段高き所其前に柵一重、此外敵付の方中くぼなる所川の前後に柵二重付候様にと被仰付候、此時の御陳場奉行にも 忠勝様を被仰付候よし、然処勝頼公方よりハ手前の中くぼなる所に有之候二重の柵は見へ不申、むかふの信長公と

権現様御陳所高みに御座候、柵一重計と勝頼公には御見及被成候由其上御両将御出馬大軍にて御座候得ハ、勝頼公御難儀の一戦にて御座候故高場(馬)美濃守・内藤修理・山縣三郎兵衛其外信玄公

※内藤修理：内藤昌豊 ㊦一五七五
※山縣三郎兵衛：山縣昌景 ㊦一五七五

より伝り候、武田の侍勝頼公江御申上候は先此節ハ軍御やめ被成
是より脇道江御人数御廻引あけられ重而御一戦被成可然の
よし達而諫候得共、跡部大炊・長坂長閑などは御合戦被遊可然と
すゝめ申に付、勝頼公被仰候は柵一重や是非合戦に及踏散
さんと思召候よしにて、御旗楯なしの御誓言を被立此一戦
やめましきと被仰出候付、美濃守を初いさめ申つる侍大将
各討死可仕と覚悟つかまつり或妻子之方江文を遣候志も
御座候由、扱亦御合戦前の夜、酒井左衛門尉殿、信長公江被
申上候ハ今夜鳶巢を責破候て明日の御合戦弥御勝利
可有御座奉存候よし被申上候得者、信長公聞召それは左衛門悪
敷了間にて候、鳶巢江ハかまわぬか能と諸人承候前にてハ
被仰、又密成所へ左衛門尉殿を被召寄、其方申通鳶巢ハ勝頼
長篠を責候付城にて候得は今夜鳶巢を責取候者勝頼必
定氣を失ひ明日の合戦味方可得勝利候、其方大義なから早々

※跡部大炊：跡部勝資（一五八）
※長坂長閑：長坂光堅（一五三）

○鳶巢（愛知県新城市鳳来町）

馳むかい候得、此方よりも金森五郎八・佐藤六左衛門・青木新七郎
加藤市左衛門を可被指添之由被仰渡、左衛門尉殿を初右四人の衆一同ニ
鳶巢へ被馳向候、此外

※金森五郎八：金森長近（一五四〇～一六〇〇）
※佐藤六左衛門：佐藤秀方（一五九四～一六〇〇）
※青木新七郎（生没年不詳）
※加藤市左衛門：加藤景茂（生没年不詳）

権現様より本多豊後守殿・松平左近殿を被遣候、各長篠南海道筋

山手より押よセ夜明方鳶巢江着陳即時に責破被申候、大将

武田兵庫其外三枝勘解由・名和無理之助・飯尾孫四郎衛門・五味与兵衛

を初二千人ことくく討死仕候、明れは五月廿二日勝頼公の

人数信長公

※武田兵庫：武田信実（一五四四～一五七五）
※三枝勘解由：三枝昌貞（一五七七～一五七五）
※名和無理之助：名和宗安（生没年不詳）
※飯尾孫四郎衛門：飯尾助友（生没年不詳）
※五味与兵衛：五味貞成（生没年不詳）

権現様の御陣所を自然無二無三に攻かゝり柵二重迄は何のくも
なくふみ破候、然所に

権現様御備より鉄砲きひしく御打セ被成候節北の方に備罷有候内藤

修理千五百の人数にて三重めの柵を乗こし既に二十人余押

込来候所を 忠勝様御覽被成鎧を御取被成御味方いきお

い付候様に御下知を被加しほ合を被見合候時修理先備

色々と仕候処を 忠勝様大音声を揚られあの

○御下知を被_レ加しほ合を被見合せられ候
時：

敵討取れかゝれ／＼と御進出御身をもふて御下知被成候故

○もふて＝もうて

権現様御人数いきおひかゝり勝頼方(しんごうほう)尽々敗軍仕りそれより

追まくり瀧川の葉柴の橋迄おい候得者橋の上せまく御座候故

甲州勢逃かさなり押合候て大半川中へ落、水におほれ死申候

吉田川江流れ来り候死骸夥布事に御座候よし、此外長篠

の城を押へ罷有候、高坂源五郎・諸賀入道以下味方敗軍を

※高坂源五郎：高坂昌澄？（二五五）～七五
※諸賀入道（生没年不詳）

承り長篠を引払候を追討に仕候故兩人共に討死仕候事

右之物語ハ新城に菅沼主水殿御座候節、布施源兵衛御見

※菅沼主水：菅沼定実（二六六）～九二

舞申候得ハ、長篠御合戦見物仕候、百姓の子を案内者

に御申付被成古戦場見物仕、其上御勝利の様子具に

承候由ニ而布施源兵衛物語仕候

右之御合戦元禄八乙亥年迄百二十二年

右 忠勝様御下知を以内藤修理千五百の人数備先

いろ／＼と仕候しほ合を御覽被成、大音声を揚られ真
先江御進出御下知被成候付御味方勢ひ懸り修理備敗
軍仕候、御武功天下に流布仕於に今戦法鑑の入しほ
の伝授に仕候よし、先師布施源兵衛為申聞候

○於に今々今に於て。

明智日向守光秀謀叛の節

権現様には泉州堺御見物ニ御越被遊候、其節摂州牧方ニ而

※明智日向守光秀（二五二八〜八）
○泉州堺（大阪府堺市）
○摂州枚方（大阪府枚方市）

忠勝様被仰上候御忠言并御働の事

一 天正十年六月信長公京都に被成御座候節
（一五八二）

権現様御上洛被遊候、信長公御馳走の上にて泉州堺を御覧有間

敷哉御越候て御見物被成被様にと被仰候（候）に付

権現様堺御見物被遊御帰の節摂州ひら方迄御上り被遊候得は馬
を早め来ルもの御座候

権現様御覧被遊如何様用有けなる者に候、尋参候候得と御側衆（符）江

被仰付、則はしり向候得ハ京都御ふく所茶屋四郎治郎一人から

※茶屋四郎治郎（生没年不詳）公儀具服士

尻馬打乗馳来御使に對シ申候ハ

殿様ハ何方に被成御座候哉、明智日向守謀叛に付信長公御自

害被遊候と申につき其旨

権現様達 御耳候得ハ、四郎治郎御前近く御呼被遊様子御尋被遊候得ハ
明智光秀弑信長公方々道筋を指ふき候よし申上候得は、各候
驚被成汚然と相見江候処ニ

権現様御意被遊候は是より直に京都江馳のほり明智ニ指向ひ、信
長公の弔合戦可被遊与仰られ候処に一人もとかくの御返答申上
人無御座時に 忠勝様被仰上候はわつかの御人数にて御むか
ひ御合戦存も不寄御事無益に奉存候、是より直に御帰国被遊
重而御人数を被催御弔合戦被遊可然奉存候、本道を御越
候は成申間敷候間、伊賀越伊勢路へ御出被成候者吉田へ
御帰城何の子細も御座有間敷由被仰上候

権現様被仰候者其伊賀越とやらん道を知てこそと御意被
遊候得ハ 忠勝様被仰上候者御道筋の案内は拙者能存
候間早御馬をはやめられ候得と被仰上従夫城州草地内と申

○伊賀(三重県伊賀市)
○伊勢路(熊野古道)

○城州草地(京都府京田辺市)

所の庄屋の子を人質に御取案内者に被成候、草地川の渡にて

○草地川（木津川）

上より下り申候柴船を二艘

忠勝様御呼寄御人数御渡シ被成候

草地ト申所はヤフの渡シより一里計上猪ノ岡ト申所の少上ニテ

御座候、今に草地の渡シト申候

右二艘のふねニては御人数川端に指つかへ墓とり不申候処に又柴
舟二、三艘見へ候につき 忠勝様大音にて其舟早々是へ付候得と
御よハヽり被成候得ハ柴ふねのよし申候て直に下り申候ゆへ御持弓
にて御矢二筋御射かけ被成候得は其俣舟をつけ申候積候
柴ともを皆々河端へはねのけさせ被成末々の者迄不浅御
渡被成候て後 忠勝様御渡り被成渡シふねの舟底を
一々御鑑の石突にて御つきくたき被成、夫より宇治田原と
申所へ御かゝり信楽谷多羅尾久右衛門方ニ御一宿被遊候、翌日ハ久右衛門
子久八を御案内者に被成伊賀の佐那くと申所迄御供仕参
候、さなくにて久八申上候ハ、此御先柘植と申所迄御供可仕候

（佐那具）

（具）

○宇治田原（京都府綴喜郡宇治田原町）

○信楽（滋賀県甲賀郡信楽町）

※多羅尾久右衛門：多羅尾光太（二五五丁
一六四七）

○伊賀佐那く（三重県伊賀市佐那具町）

○柘植（三重県伊賀市伊賀町）

得共つけと申者私と不和に御座候間御供仕参候てハ御為にあ
しく可有御座候、私は是より罷帰可申候、柘植を御頼被遊候
て定而御馳走可仕候、左様に被遊候得与申上候ニ付久人は佐那
具より御返シ被遊候、それより柘植方江被仰遣候処、無異儀御
通り被遊勢州白子江御出被成候、船に被為 召参河吉田江無恙
御帰城被遊候、其節

○勢州白子（三重県鈴鹿市白子町）

忠勝様を 御前江被 召出此度の働無比類の旨甚御感心
被遊候よし、御供衆中迄今度平八郎殿の若武者にしてとられ
十死の中に一生を得候と御喜候て一同に被感候よし

右之御物語ハ永井右近殿其時

※永井右近…永井直勝（二五三～一六七）

権現様御供被成候ゆへ能御覚被成其後御二男日向守殿江度々

※日向守…永井直清（二五九～一六七）

御咄被成由にて日向守殿 内記様江御はなし被成慥

※内記…本多政勝（二六一四～七）

成御物語にて御座候

元禄八乙亥年迄百十二年に罷成候

尾州小牧御合戦之節 忠勝様三ツの御武功の事

○小牧（愛知県小牧市）

一 天正十二^{（一五八四）}甲申年三月九日

権現様織田信雄公の御頼によつて秀吉公と尾州小牧におゐて御対陣の節、酒井左衛門尉殿江何れの所か陣所に可然と

※織田信雄（一五八〇～一六三〇）
※秀吉：豊臣秀吉（一五三七～九八）

権現様御尋被遊候得ハ、小牧山能有御座候由被申上候、尤之よし御意被成則

権現様・信雄公御両将の御人数一万五千にて小牧山に御陣取被遊候秀吉公は惣人数十二万五千騎七十六備にて楽田に御陣取被成候、小牧山と秀吉公御先備衆の陣所との間わつかに七、八町程も御座候由互に御備立有之候時はや信雄公の御備より鉄砲をはなし合戦始り候ニ付、秀吉公の方にも鉄砲をはなし申候処に

○楽田（愛知県犬山市楽田）

権現様御覧被遊村越茂助御使に被仰付信雄公の御備へ被遣秀吉旗本を見合候て鉄砲打候得、（いっわり）謾に打セ申間敷よし

※村越茂助：村越直吉（一五六〇～一六一四）

御留被成候、秀吉公の方にも稲葉一鉄を細川越中守殿備被遣
家康の人数山より下らさる内には(みだり)猥に鉄砲打せ申ましきの由御下

知有之につき、たかひに御合戦相やミ御対陣にて御座候処に池田

勝入公参州江中入せらるへきよし秀吉公江被申上候、秀吉公被

仰候ハ其方は

家康をあなとり仕損可被申と御留被成候得共達而御望候内ゆ秀次公

堀久太郎殿・森武蔵守様を御加へ被成、三万五千の人数にて楽田

の御陳所を四月六日の夜半に立七日の昼時分篠木柏井に御

着陳にて八日の朝諸軍勢江明九日参州江可押入のよし被相

触候、勝入公御陣所は柏井郷の内野田村与申所米田より三里程

御座候よし、篠木柏井の辺は清州領にて御座候に付、所の者とも敵

大勢にて罷出候よし、小牧御陳所江早々注進仕候ゆへ

権現様其段御聞届被成則御先手榊原式部大輔殿・大須賀五郎左衛門殿・

水野惣兵衛殿・丹羽勘介殿・本多豊後守殿五頭を被

※稲葉一鉄：稲葉良通
※細川越中守：細川忠興（二五三〜二六四）

※池田勝入：池田恒興（二五三〜二六四）

※秀次：豊臣秀次（二五六〜二九五）

※堀久太郎：堀秀政（二五三〜二九〇）

※森武蔵守：森長可（二五六〜二八四）

○篠木柏井（愛知県春日井市）

※榊原式部大輔：榊原康政（二四八〜二六〇）

※大須賀五郎左衛門：大須賀康高（二五七

〜二八九）

※水野惣兵衛：水野忠重（二四二〜二六〇）

※丹羽勘介：丹羽氏次（二五〇〜二六〇）

※本多豊後守：本多康重（二五四〜二六二）

仰付勝入公の跡を追ひ猪の越海道にかゝり参州江御人数被指

○猪の越(愛知県名古屋市長東区猪子石?)

遣、次に井伊兵部大輔殿二ノ手に被成被遣候、式部大輔殿には四月

八日未刻に小牧御立、兵部少輔殿には酉ノ下刻の御立

権現様にも追付御出馬被遊候、小牧御当主には 忠勝様・酒井左衛門尉との・

石川伯耆守殿御のこし置被追候

※石川伯耆守：石川数正(一五三三〜九三)

権現様御出馬被遊勝川と申所の渡りにて此所ハ何といふ所そと御尋被遊

○勝川(愛知県春日井市)

被得は勝川と申所のよし、御側衆被申上候得は一段目出度所成と被仰

此所にて具足を御召被遊候、然処に森武蔵守様、勝入公の先手四

月九日の未明に岩崎の城江着船仕候、爰城主丹羽勘助殿には

○岩崎(愛知県日進市)

小牧より長久手江御手被仰付留主居には弟二郎助殿を残し

○長久手(愛知県長久手市)

おかれ漸人数百人余りにて籠城仕罷在故早速落城仕上下一人

も不残討死仕候、武蔵守様岩崎の城御責候時分は秀次公には

惣軍の跡にて御座候故白山林と申所に弁当をつかひ、諸勢屯仕罷

○白山林(愛知県尾張旭市)

在候所へ榊原式部大輔との人数猪越海道江押来り候を見付其俣

見くつれ仕候、其節秀次公先手の士大将田中久兵衛と申もの堀久太郎殿陳所^江乘来敵出候よし注進仕候得は、久太郎殿被申候ハ其方ハ一手の組頭人数をかけ引する役人也、敵の出たる注進にて来人にあらず、定^而敗軍し逃来ルやらんと大にしかられ其俥人数を引返備被立置候処に式部大輔殿人数行かゝり久太郎殿備を見候て又見くつれ仕候につき、久太郎殿人数式部大輔殿を追立来り候処に

※田中久兵衛：田中吉政（五四八〜一六〇九）

権現様の御旗の手を見付久太郎殿人数亦崩申候、夫より権現様には浅間山^江御上り御備被遊候、阿弥陀か峯には井伊兵部少輔殿備を被立候、右之様子勝入公、紀伊守様・武蔵守様^江きこへ候ゆへ取てかゑされ、井伊兵部少輔殿と武蔵守様と合戦初り申候、其節兵部殿手先にて平松重治郎・鳥居重治郎兩人武蔵守様手にて千田主水・山田八右衛門と一番に鎧合申候武蔵守様備色々仕崩候を武蔵守様手鎧御取御すゝみ出おひ払んと被成候得は兵部殿手より強く鉄砲打候ゆへ其鉄砲武蔵守様にあたり御討死被成、則其手崩れ申候時に

○阿弥陀か峯（愛知県瀬戸市）

※平松重治郎（生没年不詳）

※鳥居重治郎（生没年不詳）

※千田主水（生没年不詳）

※山田八右衛門（生没年不詳）

権現様御旗本金の扇子の御馬印進候を勝入公人数見付こと／＼
く敗北仕候、其節武蔵守様御死骸を御家来引かけ退候得共
後より大勢追かけ候につき退き候事難儀其辺にすて置候を
本多八蔵殿御首をあけられ并に刀を取添

※本多八蔵…本多重次（一五九〇～一六〇九）

権現様御実檢に被入候、右の刀にて武蔵守様と申事知れ申候由
夫より勝入公東の方江被退候を安藤彦兵衛殿鎧付られ、永井
伝八殿首をあけられ候、紀伊守様には勝入公討死を御聞
付け阿弥陀かみねの方江のり付御越候を亦彦兵衛殿
鎧をあわされ首を御取候よし

※安藤彦兵衛…安藤直次（一五五〇～一六二五）
※永井伝八…永井直勝（一五六二～一六二五）

権現様こと／＼御勝利被得候て参^{カハ}□たちの子飼の武士共
鎧を仕候と被仰、信雄公江首実檢に入可申由被仰付首共
御送被遣夫より早速御人数小幡へ御引取被遊候、然処に武蔵
守様、勝入公御父子討死被成候由、楽田江四月九日昼過に聞へ候得は秀
吉公御聞届被成候とひとしく御陳触御座候て楽田を立長久手

○小幡（愛知県名古屋守山区小幡）

江御出馬被成候、其時 忠勝様小牧御留守に御残被成候得とも
長久手の様子無御心許被思召御家頼(乘)梶金平・牧宗治郎・三浦
九平衛三人秀吉公旗本江物見に被遣候処未帰不申候に付
忠勝様酒井左衛門尉殿・石川伯耆守殿江被仰候は今早天に
家来三人物見につかわし被得共未帰不申候、其段も無心
許第一秀吉公大軍を以て二度目の合戦被成候者御味かた
長久手にて軍につかれ候処江御かゝり候て

(正本二候上)

家康様御討死可被成候、然者此留守にも無詮候、某若役罷出働可
申のよし被 仰候得は伯耆守殿被申候は、請取の場を差置何方へ
御出可被成外と不同心に御座候処に 忠勝様被仰候は受取の
場も御討死被遊候エ者無詮と被仰候て御手勢八百にて

亦一説ニハ鉄砲六十挺
雑兵三百余トモ承候

小牧御打立被成、秀吉公三万五千を十六備に

手わけし楽田より長久手江御押出シ候を

忠勝様間近く御付慕ひ被成、秀吉公本旗へきひしく鉄砲御
打セ被成候得はこゝかしこにて秀吉公御人数打殺され中々

※梶金平：梶勝忠（生没年不詳）
※三浦九平衛（生没年不詳）

難儀仕候折節、御家来永井与治郎馬鉄砲におとろきかけ
やふり敵方江懸出候を

※永井与治郎…永井吉次（？）一五九二

忠勝様御覧被成其俣御鎧の柄を手綱の間江御入被成引すへ
られ候て与治郎に被渡候、御働を秀吉公御覧被成あれハ
何者そと御尋被成候得者

家康の家来本多平八郎と申ものに候、討取可申哉と御側
衆被申上候得は必構申間鋪よし被仰候て長久手江御人数静
に御押被成候を

忠勝様弥御したひ被成それより竜泉寺へ先達而御越被成地形
の善悪候見積被遊、龍泉寺前の川を御へたて被成秀吉公御人
数龍泉寺山の麓に陣取候処江亦鉄砲御うたせ被成候故難
儀仕其取前に陳取候事成不申陣替仕候 忠勝様此時の
御働を秀吉公とくと御見届被成御和睦已後殊之外
御称美被成よし

○竜泉寺（愛知県名古屋守山区竜泉寺）

権現様には小幡江御入被遊候得共猶以大事に思召候処江

忠勝様御跡より御越被成候得は甚御悦喜被遊候よし、其節秀吉公御人数を被差向候得共

権現様には小幡江御人数御引あけ被遊候跡江御出につき御残念の由被仰其夜は龍泉寺山に御着陳被成候、此所江秀次公・久太郎殿御越被成合戦の様子段々被仰上候得は秀吉公聞召扱こそ勝入武藝^(蔵)守戦制止にかゝわらす敵を軽し仕損したりと被仰御立腹申被成、翌日未明に小幡を御かこみ無二の御合戦可被成と御評議御座候て十日の朝物見武者を被遣候得者早

権現様十日の朝夜の内 忠勝様を殿りに被 仰付小牧江御人数御引揚被成候につき、秀吉公

権現様の御人数あつかひ御武功の程甚御感心被成さて／＼花も実も有名将かな、もちにてもあみにても取られぬ

家康なり、某も 家康相手ニ成候故功者に成たりと被仰候而

夫よりさなき山のかたへ御廻り被成、御人数楽田江御引入被成候由

秀吉公御帰陣被成各江被仰候ハ、長久手におゐて

家康働を見候か敵にもせよ味方にもせよあれほと

の大將日本に後々におゐても出来間敷候、併此

度勝利を失ひ候とも海道一番の

家康を向後は長袴にて上洛可有様ラッに可被成と被

仰候よし

権現様にも御帰城被遊候て秀吉の様成大將は今ハ唐にも

有ましくと御誉被遊候よし

右之御合戦元禄八乙亥迄百十二年に罷成候

右 忠勝様三ツの御武功と世上にて流布仕候ハ
秀吉公三万五千の人数にて押給ふ所江御手勢
八百にて御懸被成鉄砲御うたせ候て秀吉公人数
爰かしこにて討死仕、秀吉公殊の外御難儀被成
候御武功、是壺ツ、秀吉公の人数竜泉寺山に陣取
候所江又竜泉寺前の川端より鉄砲御打せ被成候付
其場を立退申候御武功、是二ツ、小幡より小牧江

権現様御人数御ひき揚被遊候節、秀吉公三万五千の敵を跡に
被成 忠勝様殿り被遊候御武功甚敷御働のよし、是
三ツ、猶亦於_ニ于今_一戦法に騎馬足軽と申儀は

○于今_ニ今_一に。

本多忠勝公長久手御合戦の節馬上にて鉄砲御
うたせ被成候たとへを以て兵法の伝受に仕候よし先師
布施源兵衛物語仕候

権現様秀_{ヨシ}□公と御和睦以後京都にて

忠勝様江御挨拶被成候事

一 秀吉公には池田勝入公御父子・森武蔵守様討死之以後被思召

候ハ

家康と御合戦被成御勝利被得候御事ハ、中々(きつかはしきこと)氣遣敷事に思召候ニ付

夫よりひそかに織田信雄公へ御和睦の御使に富田左近・津

田隼人を以て被仰遣候、両使勢州矢田河原にて御対面候

よし、秀吉公御口上の趣は

家康を御頼被成天下御望被成之よし、御分別ちかいにて可有

御座候

家康参(河)元来何武士にて信長公よりも様々御手入御一味

被成候得は天下を御自分江被渡事にてハ御座在間敷候、其

上信長公御一代に漸十七ヶ国御手に被入候、某は早四十ヶ

国手に入候得は是亦御自分渡ス儀は成不申、然とも信長

公御取立の某儀に御座候間、向後和睦可被成候は能知行

所にて百万石進可申のよし被仰遣候得は、信雄公早速御

同心被成和睦可被成との御返答被成候

※富田左近…富田一白(？)一五九九
※津田隼人(生没年不詳)

権現様には信長公の筋目を思召候加勢被遊候処に一応の御相談も無御座御和睦御同心之よし御返事被成候に付

権現様以之外御機嫌損、信雄の腰ぬけにたのまれ後悔に被思召の旨御意被遊候よし、其後秀吉公御思量をめぐらされ羽柴下総守殿を御使に被成

権現様江御和睦の儀被仰進候折ふし

権現様には御鷹野に御出被遊御鷹場に被成御座所江秀吉公より御使羽柴下総守参候よし達 御耳候得は御鷹場へ直に下総守殿を被為呼候て、秀吉公よりの使か何事を申来候と御意被遊候得は、下総守殿被申上候は秀吉公御口上には向後弓矢を相止可申候、御同心におゐてハ早々御上洛可被成候、天下の仕置を御相談可仕候よし被仰進候権現様御返答被遊候は信雄の腰ぬけにたのまれ御加勢被成御残念に思召候、其方見及被申候通今日ハ手廻の者はかりにて鷹野致し慰候、侍ともハ頃日の骨折に在所江休

※羽柴下総守…滝川雄利(二五四丁一六一〇)

○筑州（筑紫国・福岡県）

息に遣し候、頓て筑州と可及一戦覚悟にて候、此旨罷歸可被申由、御返答被仰遣候よし、下総守殿御返事承り歸被申候得は、折ふし秀吉公御風呂にめし御座候所江下総守罷歸候よし御耳に立則御風呂屋にて

権現様御返答の趣被申上候得は御聞届被成候よしニ而下総守殿にハ罷歸休息仕候得と被仰御かゑし被成候、秀吉公其時御髪ヲ御あらハせ御座候うちに御思案被成候と相みへ下総守殿を呼かへし候得と被仰付候、早下総守殿には七、八町程宿の方江被歸候をよひ返し御前江被出候得は、秀吉公被仰候者大儀なから宿へ歸不申今一度

家康江使に参候得 家康上洛せらるへき儀思案でかしく

○でかし||でかしたの意。

と被仰、其時の御口上には御返答の趣委細御聞届尤に思召候、とかく天下の儀御談合被成万端御頼不被成候得は不叶事候間、是非に御上洛可被成候、然者今程御前も無御座候

よし聞召候、幸私の妹を進し申度候、末子にて御座候ゆへ
大政所殿殊之外御愛子に候得は指放し難遣候間、大
政所とともにおくり可進候、尚亦其方ニは御子多御
座候、一人申請養子に可仕候、若実子出生候者何れの国
にても百万石宛行可申候、此趣罷下申遅候得と被仰付重
而下総守殿御使に被参、秀吉公御口上之趣

※大政所：天瑞院春殿（二五六〜九）

権現様江具に被申上候得者其儀におゐてハ御同心被遊候よし
にて御家老中被召寄御相談の上秀吉公より被仰進
候通御承引被遊、此方よりハ参河守秀康様を可被進
のよしニ而御和睦の御返答被仰遣候よし

※参河守秀康：結城秀康（二五七〜一六〇七）

参河守様御上洛天正十二年の冬十一歳の御時、御供に
ハ石川伯耆守殿次男勝千代殿・本多作左衛門殿子息
仙千代殿被召れ候、此時
三河守様を秀吉公御養子と被仰、秀の字を被
進 秀康様と申候

※勝千代：石川康勝（二一六〜一六二五）

※本多作左衛門：本多重次（二五九〜九六）

※仙千代：本多成重（二五七〜一六四七）

下総守殿罷(え脱カ)かられ候て

権現様和睦の趣御返事言上致され候得は、秀吉公御聞届

被成思召の俣に罷成候と被仰御満足被遊のよし、秀吉公

御妹子様天正十四年丙戌五月十四日浜松江御入興、大政所様御

※妹子…朝日姫(一五四三〇九〇)

一所には御越不被成、重而御下向被成候、右之御妹子様後に

は(南カ)両明院様と申候よし右之通御婚礼相調候得共とかく

権現様御上洛不被遊候ニ付、其上にて秀吉公御袋様を参州岡崎

※参州岡崎(愛知県岡崎市)

迄御下し被成候得は

権現様、御前様を被遣御袋様江御対面被成爰無相違代(御)袋様にて

御座候ゆえ浜松江御呼迎被遊、井伊兵部少輔殿・本多作左衛門殿を

※井伊兵部少輔…井伊直政(一五六二一六〇)

御付置被遊、天正十四年九月御上洛、大坂江御上着被遊候

先達而秀吉公より大和大納言秀長公を御馳走に被

※大和大納言秀長…豊臣秀長(一五四〇九)

仰付

権現様秀長公の御屋敷江御入被遊候得は早速秀吉公為

御歎御見舞被成候

忠勝様

権現様の御供被成御むかひに御出被成候得は秀吉公御機嫌能
御顔色にて 忠勝様江久々にて御逢被成候、其方ハ長久
手にて事々敷めにあわせ候よし被仰御わらひ被成なから
御入被遊御着座被成候と

権現様熨計(斗)を御持出被遊候よし

又一説には

右之通御婚礼相調候以後伏見の豊後橋より八町程北ニ
権現様御屋敷御座候、其所江打つゝき秀吉公三日御出被
成御直に屋敷割、縄張等被 仰付御作事出来仕候
て御道具御夜物等迄おひたゝしく御用意被仰付

○おひたゝしく||夥しく。

権現様江御使者にて御上洛被成候様にと存屋敷の作事等申

付候、御勝手次(次第)初御登り被成候得と被仰進候得は

権現様被得其意候よし御返答御座候て其後御上洛被遊
京都御服所茶屋四郎次郎所江御上着被遊候得は

秀吉公より早々御使者にて無恙御上洛被成候、寔目
出度思召候、吉日を御ゑらみ此方江御出の御左右可申
入のよし被仰遣候処

○左右(そう) 〓しらせ。

権現様御返事承秀吉公の御使者漸ふしみ海道筋大仏
前迄罷帰候得は早秀吉公の御先きはしり相みへ申
候ゆへ

権現様御返事之趣にて御聞被成候よし、先達而御旅宿江御
案内御座候に付

権現様にも熨計(斗)目御召御迎に御出被成御対面之処に

○熨斗目(のしめ)

秀吉公被仰候は吉日をゑらひ候迄は延引に罷成候故
先御見舞申候との御挨拶ともにて秀吉公ハ御先
江御入被成

権現様には御跡より御入被遊候、其時 忠勝様・酒井左衛門

尉殿

権現様御供にて御迎に御出被成候得は秀吉公

忠勝様御覽被成久々にて御逢被成候わこれは長久
手にて事々布めにあわせ候よし御挨拶にて御笑被成
候^而御入被遊候由両説に承伝申候

○布しき。

右秀吉公の御挨拶本多御家のおひたしき御誉にて御座候
よし世上にて流布仕候

右 忠勝様御武功御誉の儀とも松平日向守殿郡山御
在城の節御聞及御感心被成候よし、右の御家から
ゆへ 内記様当地御座候節大和一国の旗頭に
被 仰付候、大形一国被下置候程之規模成
御事のよし日向守殿御尊被仰候由御家来物頭小
川助左衛門と申者物語仕候

○家から家柄。

※小川助左衛門（生没年不詳）

秀吉公御病気の節ふしミ騒動仕候
忠勝様御見分に御出被遊候事

慶長元年の頃、秀吉公伏見に御在城被成候、其年高麗陳あつかひに罷成、其後吳国より遊撃と申者来朝仕秀吉公へ薬をあげ御服用被成候て御気色何となく悪敷御成被成、同三年六月十五日の頃ハ弥御気色すくれ不申ひそくと仕候、同十六日夜何方よりと申事もなく伏見中大に騒動仕右往左往にさわき候得共何事も無御座候てしつまり申候、追日秀吉公御気色おもり悪敷御座候ゆへ日々鎮り大名衆御登城被成様々御養生被成打^ヲふし、七月十六日又右のことく伏見中さわき申候、其節

権現様には御下屋敷藤の森に被成御座候処 忠勝様を被為召被仰付候、度々騒動仕候間、何よりさわき出候様子に有之候哉、打廻り早々見候て参候得と被仰付候 忠勝様其俣御馬に御召被成御手廻りの者計被召連伏見

中御乗廻し被成候得共一円さわき立候所知れ不申候に付早速御帰被成其段被仰上候、其日も別条無御座しつまり申候よし

此節は江戸より 忠勝様・兵部殿・式部殿御三人

替りく伏見^江御詰被成候ニ付、兵部殿にて御座候とも

沙汰仕候得共布施源兵衛慥に

忠勝様のよし、しかもはたせ馬にて御出被成小のり

仰にのりまわされ候と承候よし咄申候に付覚書仕

置候

○伏見（京都府京都市伏見）

○はたせ馬はだか馬。

権現様石田治部少輔以下御不和の節大阪御城内にて

御用心の砌 忠勝様御供被成候事

○ ※石田治部少輔：石田三成（五六〇～一六〇）

一 秀吉公御他界已後、或時石田治部少輔申候者、何とそして

内府を例^倒したき者なり、然者加賀大納言を例^倒し候には年寄の病氣者なれハ手間は不入候 内府をつふし

※加賀大納言：前田利家（五二九～九九）

候得は天下もとられ候とはなし申候を、其座に徳養院被居合聞被申候 而堀尾帯刀殿 江咄し被申候は治部少は人はをす事をむさとはなし被申候とて右の様子を語被申候、其段を帯刀殿細川越中守殿 江語り被申候、越中守殿右の趣具に加賀大納言殿 江御物語り被成候ゆへ

※徳養院：池田恒利の妻・恒興の母

※堀尾帯刀：堀尾吉晴（二五四～一六一）

権現様達 御耳舟候、其砌御登成被遊候得共御用心被成、御供に忠勝様伊井^{（井伊）}兵部殿被参候様にと被仰候付、兩人御供被成候処忠勝様には御城内御座敷迄御刀を御指被成御供被成候故何の御別事も無御座候、御帰の節は

権現様御台所口の方へ御廻り被遊一間四方行燈にさはちの土器を四方に入置たるを御覧被成、身かかたにても可申付の間家来^{トモ}口に見せ置可申と御意被成御供衆を御台所口の方 江被招呼直に裏御門より御退出被成候よし、寔に世の変に応し被遊候

○さはちの土器

さはち||あさ鉢の変化・皿の形をした

浅くて大きな鉢。

御神君様ゆへ被恐御難に御あひ不被遊候由、是また兵法に人

なき地を行と申候道理に御叶被遊たる由、布施源兵衛物語仕候

濃州関ヶ原^ニ而御合戦の節

忠勝様御忠節の御働の事

一 慶長五年^(一六〇〇) 庚子 七月廿一日上杉景勝御退治として

権現様江戸御進発被遊、同廿四日^{異本ニ}野州小山に御着陳被

遊候、然所に上方にて石田治部少輔三成、依秀頼公の仰

権現様を可^レ奉^ニ追討^一のよし、国々^江廻状遣シ西国大名一同仕兵

船七百余艘大坂表へ着岸仕、各相談のうへにて伏見の

御城をかこみ責るのよし注進御座候につき

権現様諸大名衆を被召集被仰渡候は、今度治部少輔秀

頼公の仰を偽り某を可討果のよしにて既に伏見の

城を攻るのよし注進在之候、各治部少輔に志有之

候者早々被登治部少輔か味方被致候様にと被 仰出

○濃州関ヶ原（岐阜県不破郡関ヶ原町）

※上杉景勝（一五五六～一六三三）

○野州小山（栃木県小山市）

※秀頼：豊臣秀頼（一五九三～一六一五）

其後御譜代大名衆其外上方衆と御軍評議被遊候、先景勝を御攻可被成哉、亦是治部少輔を先御退治可被遊哉と御評議御座候処に

三河守秀康様被仰上候は、景勝御退治の儀はおもきに似て安き事、治部少輔逆心は安く相見へ候て大切成御義に候、日数相延候は西国・中国の諸大名治部少輔に心を寄可申候、何れの道にも早ク治部少輔を御退治被遊可然様に奉存候、景勝儀は私身不肖に御座候得共押へ可申間、早速治部少輔御退治被遊候様にと被仰上候よし、其時本多佐渡守殿御前に御座候て涙を御流し被成

上様には御果報勇々敷御座候段は限りも無御座候、あのことく成 智 仁 勇の御備り被成候 御子様を御もち被成候得は此上は何事も御心に不叶儀は御座有間敷候、乍恐治部少輔逆心の儀大切と御見立被遊候、是智

上様を御大切に思召候処は是仁、おぬし様御老人御残被遊剛
将の景勝を御捕へ可被遊との御志は是勇、しかれは智仁勇
の三徳御備被遊候と奉存候、とかく

秀康様仰の通に急き上方へ御出馬御尤と被申上候得
は諸大名衆何も御尤至極のよし被申上候

権現様にも御尤に被思召候よしにて景勝押へには

秀康様に蒲生秀行公・里見安房守殿其外那須七
騎衆御指副御残おき被成

※蒲生秀行（一五八三～一六二二）
※里見安房守：里見義康（一五七三～一六〇三）

権現様には八月朔日江府迄御帰城被遊、東海道より御上り可

○江府（江戸・東京）

被遊のよし被 仰出候得共、其儀に江府に御在城被遊東海

道江者 忠勝様、井伊兵部少輔殿を 御目代として

御のほ七被遊候、其外諸大名衆数多八月朔日江戸御

発足、同十四日尾州清洲江御着陣被成候、諸大名衆を初め

○尾州清洲（愛知県清須市）

忠勝様、兵部少輔殿

権現様御のほり被遊候を御伝被成候処に

権現様御出馬御延引被遊候ニ付 忠勝様被仰候ハ、もし

権現様御上り不被遊候と承候者上方大名治部少輔方江心を寄

可申歟と気つかひに候間、諸大名中江は

権現様にも頓（おろつき）而御出馬可被成と披露申可然と存候と被仰候得ハ

兵部殿にも御尤と被思召御兩人御相談のうへニ而諸大名中江は

権現様逐（おろつき）付御出馬可被遊のよし申参候と御披露被成、扱

権現様江は早々御出馬被遊可然の旨 忠勝様・兵部殿より

段々御注進被遊候よし、然とも

権現様御出馬不被遊、村越茂助殿を御使に被 仰付御先手の

面々江思召有之丹ニ付御出馬被成間敷のよし被 仰付茂

助殿清洲江被参 御意の趣 忠勝様・兵部殿其外諸大名

中江被申達候得ハ、いづれも不審に被思召候処に福嶋左衛門

大夫殿被申候は

内府の御出馬御延引被成候御事御尤至極奉存候、子細は関東に

○頓（おろつき）而（おろつき）やがて。

※村越茂助：村越直吉（五六〇一六二四）

※福嶋左衛門大夫：福嶋正則（五六〇一六二四）

(虫喰)

て無□御味方可仕と御約束申上、是迄各罷登数日の間何
之働も無是段ハ御不審に可被思召候、急度明日より先岐阜
の城を責おとし其段御注進申上候者定而御出馬可被成
候間、今晚評議相きりめ可申のよし、左衛門大夫殿被申候得は
何も一同に尤の由にて岐阜の城を御責候御評議決定つ
かまつる、八月廿三日岐阜の城落申候、此節高須の城高木
八兵衛を徳永法印被攻落、福束の城丸毛三郎兵衛を
市橋下総守殿被攻落候よし、段々 忠勝様・兵部殿より
言上被成候に付

○岐阜（岐阜県岐阜市）

○高須（岐阜県海津市）

※高木八兵衛：高木正家（生没年不詳）

※徳永法印：徳永寿昌（一五四九～一六二〇）

○福束（岐阜県安八郡輪之内町）

※丸毛三郎兵衛：丸毛兼利（一六四七～一六八七）

※市橋下総守：市橋長勝（一五五七～一六二〇）

権現様御出馬可被遊の旨被 仰出、九月朔日江戸御進発同十一月

清洲へ御着陣被遊、翌十二日御滞留十三日岐阜に御一宿被
遊、十四日午ノ刻赤坂の勝山江御着陣被遊候、赤坂江御着被遊候節

○赤坂勝山（岐阜県大垣市）

忠勝様・兵部少輔殿御むかひに御出被成 忠勝様被 仰上
候は諸大名何も無別心御前江の心入にて御座候よし、具に
被仰上候得は

権現様御聞届被遊候御様躰にて御うなつき被遊候、万端御聞被

遊候而御陳所江御着被遊候得は、諸大名衆はいつれも一段ひき候所に被並居候処に

権現様大名衆江御対面の節は御念比(ねんひ)かましき御挨拶少も無御座、何も爰に被居候かと計 御意にて御着陳被遊候よし、先師布施源兵衛物語仕候

関ヶ原御合戦の節 忠勝様依

権現様の仰中村式部少輔殿人数御引揚被成被事

一 慶長五年九月十四日未ノ刻、石田治部少輔家頼(兼)士大将嶋

左近コンと申もの大垣の城より罷出、笠木村と申所にて足輕を出し鉄砲を打かけ候所に中村式部殿人数懸合候得は、左近切者の士故足輕を引かけ伏兵きり候て式部殿人数を喰とめ申候ニ付、引取候事難叶難儀の躰にみゑ候を

権現様の御陳所勝山の棲楼より御覧被遊候折ふし

※中村式部少輔：中村一氏（一六〇〇）

※嶋左近：嶋清興（一五〇〇～一六〇〇）

○大垣（岐阜県大垣市）
○笠木村（岐阜県大垣市笠木町）

御前に池田三左衛門殿・加藤左馬之助殿其外上方大名衆歴々被居候処に

権現様被仰候は、式部家来喰とめられ居候間、身か家来をつかわし人数揚^させ可申候、身か家来の働を見物めされ候得と被仰、忠勝様を被為召候而式部人数引揚参り候得と被仰付候、尚亦かほがみ江申間敷候間兜はかりを着し頬当をせず^一に参候得と被仰付候よし、忠勝様其まゝ御前を御立被成すはだにあかねの袖なし羽織を被為召鹿の角の御胄を御召被成、御手廻りの御人数計被召連御越被成候得は、左近人数忠勝様を見しり罷在候故鉄砲きひしく打かけ申候ニ付忠勝様御家来の者内山作兵衛に被仰付敵より鉄砲打懸候間御馬の後につき参り候得と御下知被成御越候得は、式部少輔殿家頼忠勝様を見知罷在候故魚の水を得たることくに奉存いきおひ付候処に忠勝様彼是御下知被成、式部少輔殿人数を引まとひ

※池田三左衛門…池田輝政（五六五〜一六一）
三
※加藤左馬之助…加藤嘉明（一五六三〜一六三二）
二

○かほがみ江申間敷…「顔が見えない」の意。

※内山作兵衛（生没年不詳）

何の苦もなく御引あげ被成候得は

権現様上方大名衆江被仰候は、見事致し候など

御意被遊候得は、上方衆の内摩利支天にてこそ御座候
得と御挨拶被成一同に被感候よし、此時 忠勝様御壱人

江被 仰付候よし、井伊兵部少輔殿御兩人江被 仰

付候とも沙汰仕候、何れの書ニも御壱人江被仰付候と

計御座候而兵部殿御事は無御座よし布施源兵衛

物語仕候、其節嶋左近儀は次部少輔家来に過たる(巻)

ものなりとて異名鬼左近と申候よし、先年遠州一言坂

ニ而信玄公の御内に小杉左近助と申者 忠勝様事を

歌ニよ見称美仕候をまね候而

治部少に過たる物か二ツあり嶋の左近に

佐和山のしろ

○佐和山（滋賀県彦根市）

□節如此(虫喰)

権現様 □左近誉申候よし(虫喰)

○摩利支天：常にその形を隠し、障難を除き、利益を与えるという天部。もとインドで、日月の光や陽炎を神格化したもので、日本では、武士の守り本尊とされた。

関ヶ原御合戦之節 忠勝様、井伊兵部少輔殿と

御先手御争論并治次部少輔敗軍已後

権現様江忠勝様勇々敷御挨拶被 仰上候事

付本多出雲守忠朝様御高名之事

一 慶長五年九月十四日

権現様には勝山を御陳に被遊候麓には諸大名衆陳を御
取敷被成候御作法御連陳の格にて御座候、同十五日払暁に
権現様勝山之御陳所を御出馬被遊候節御具足を御
召被成なから長久手にて御勝利の御咄しなど被遊候而
それより御旗本ハ野上の西桃配原と申所に御備を
被為立候、敵方石田治部少輔は小関村トリの南に陳取申候
備前中納言殿には関ヶ原北の野に陳取被申候、大谷
刑部少輔殿・平塚因幡守殿・戸田武蔵守殿ニは藤川を
前にあて、松尾山筑前中納言殿を押江被居候、此外

※本多出雲守忠朝（五六丁一六二五）

○野上西桃配原（岐阜県不破郡関ヶ原町
桃配山）

○小関村（関ヶ原町小関）

※大谷刑部少輔：大谷吉継（二五六五～一六〇〇）

○平塚因幡守：平塚爲広（？～一六〇〇）

※戸田武蔵守：戸田勝成（？～一六〇〇）

○藤川（関ヶ原藤古川）

○松尾山（岐阜県不破郡関ヶ原町）

※筑前中納言：小早川秀秋（二五八丁一六〇〇）

敵方数多備立御座候、御味方御先左右中筋劔先三備御先手福嶋左衛門大夫殿、二ノ先黒田甲斐守殿、御跡備松

※黒田甲斐守：黒田長政（五六八～一六三三）

平下野守殿忠吉様・本多中務大輔忠勝様・井伊兵部少輔

※松平下野守忠吉（一五八〇～一六〇七）

殿其外諸大名衆数多御備立御座候時節 忠勝様と兵部少輔殿と道にて御争論被成候、兵部殿御先手被成へきよし候申候得は、忠勝様は某を御先手に被仰付たると被 仰互に御口論御座候 而既に同士軍可在御座候様子に相見 江あやうく御座候処 江関長門守殿其場 江被出合あつかひ被申は、御先場広き所に御座候得は一、二と申事は無御座候、御手柄次第にて御座候、大事の物前にて不謂事を御あらしひ被成候よし、御挨拶被致御兩人の中 江立遍た べりあつかひ被申候故御双方ともに御別条無御座、互の御口論相やみ申候、其已後御合戦辰の刻に始り午ノ刻迄に悉く

権現様御勝利を被得、桃配御本陳に被成御座候処 出雲守

※関長門守：関一政（一五六四～一六五五）

忠朝様、嶋津兵庫頭と御戦ひ被成御刀の五寸程御さき江入ふ

※嶋津兵庫頭：島津義弘（五三五～一六一九）

申候を御差被成、首を御手にさけられ 御前江御出候得は

権現様御覽被遊高名仕骨折申と相見江候、武功におゐて

ハ先祖を不恥候よし御意被成候所江兵部少輔殿手負被申候
て御前江被出候得は

権現様御覽被遊手負候哉と 御意にて其俣御牀机（元）より御お

り被遊、兵部殿手負被申候疵の口を御すい被遊御茶を被下置

候得は、兵部殿無勿体奉存候と被申上候処 酒井左衛門尉殿被

参候得は兵部殿被申候は、是程の御合戦に何して被居候哉

向後武辺つらを止めされ候へと被申候得は、左衛門尉殿につ

ことうち笑ひ被申候ていかにもそふくおとな恥しく存

候と挨拶被致候処江

権現様御咄の衆山岡道阿弥 御前江罷出、扱もく夜の明被様ニ

成申候と被申上候得は

※山岡道阿弥：山岡景友（一五四〇～一六〇四）

権現様上意には、平場にての合戦はいつ逆（とこ）も案の内に思召候由

御意被成候処に 忠勝様被仰上候は、扱々上かた□者は

強きかと存候得は中々上方ものゝ弱さ突ちらし候に手間ハ
入不申候よし、御挨拶被仰上候得は

権現様いかも其通と(に脱カ) 御意被成御機嫌能御顔色に御座候ゆへ
道阿弥又被申上候は、此うへは勝鬨を被 仰付可然様に奉存
の旨被申上候得は

権現様御意被成候は皆々上方に妻子を残置めされ候得は
早々上方江御上り可被遊のよし被 仰出、其より二里御出被遊
十五日の夜は山中と申所江御着陳被遊候よし、布施源兵衛物語仕候

○山中（岐阜県不破郡関ヶ原町山中）

(一五七五)
天正三癸亥年十二月五日植村右衛門佐殿御先祖書

※植村右衛門佐：植村家貞（六一八〜九〇）

指上ケ可申之旨被 仰付候節、阿部豊後守殿迄差
上候記録に如此之書付御座候事

一 参州窪御合戦の時 出羽守も御供にて出陣仕候刻、甥本多
平八郎十六歳の時留主に差置候処に出羽守跡より御陳所へ

○参州窪（愛知県豊川市牛久保町）
※出羽守：植村家在（一五四〜七七）

走参候、初陣にて御座候付出羽守家来杉田新兵衛彦弥・牧野
宗治郎と鎧をあわせ高名仕候ニ付、夫より平八郎被 召出
御奉公申上候

※杉田新兵衛（生没年不詳）
※牧野宗治郎（生没年不詳）

一 織田信長公より手を御入、御和睦之以後

権現様初而岐阜江御見舞城内江御入被成候節、門外にて岐阜
衆立騒き暫不静候、其時本多平八郎御供に参候て長刀を抜
権現様御入被成候に各立さハくハ如何なる子細哉と怒て是をし
つむる、互に御用心在之時分ゆへ御対面の節壺人程近く
参候処、信長公の衆是を見て何者なれば是迄参たると
（答むる）
とかむるにつき植村出羽守と申者

家康公御腰物を持来而何迎とかむるそと大音声に申け
れは、信長公聞付給ひ出羽守参たるか、是はかくれな
き者也何もしらすしてとかむるそと被仰則御呼出
し其方為體は高祖の内の樊噲か振舞成とて甚

○為體ニ為體
ていたらくニようす。有様。
近世以後は、あまりよくない有様やその
様子を輕蔑したり悪くいたりする場
合に用いる。

御感被成、其上御盃を被下、行光の御腰物を被下置候

右之二ヶ条植村右衛門佐殿先祖書

公儀江御上被成候内ニ御座候故書抜入御覽申候

権現様より井伊万千代殿江甲州衆七十余人其外関東六千人

※井伊万千代：井伊直政（五六一〜一六〇）

衆四十三人為与刀御預ヶ被成候、記録ニ如此之儀書付御座候事

一 人々必向さすと存事御座候、私共の古主の事を申儀いかがニ御座候

得共、信玄若く御座候時は御心より能事は無御座候得共、越

後の国主謙信と申人を御覽候て万事彼謙信にまさる杉サルニと

※謙信：上杉謙信（五二〇〜七八）

御嗜被成候、御一代之内信玄御心をおろし被成候、御合戦四、五

度も御座候内、終に一度の御負も無御座候、屋形様にも本多

平八郎殿を向さずに被成万端平八郎殿に御負無之様

に御一戦の時も御心懸被成御嗜御尤奉存候、不引不進と

申大将は本多殿^ニ而御座候半哉、早屋形様も御年も重り
申候間余りかろく敷御働扱も無勿体御心中に奉存候事

右之一ヶ条曲渕宗立斎・菅沼雲仙斎・辻弥左衛門・

孕石備前守・馬場藤左衛門・廣瀬治郎左衛門・井伊万千

代殿^江御異見被申候記録に御座候故書抜入御覧候

忠勝様御足輕杉野覚内江戸^江罷下候節、池田三左衛門

殿御家来と喧嘩仕候事

一 忠勝様勢州桑名御在城之節、江戸^江御茶壺御下シ被成候^ニ

付御茶道頭服部林無、御足輕杉野覚内と申者付候て罷

下候、参州池鯉鮒と岡崎との間迄参候時分、池田三左衛門

殿御帰国のよし^ニ而先番の歩行之者五、六人一様の黒

羽織を着し岡崎の方より参候に、林無乗懸にのり

候て行違候処、林無乗申候馬池田殿歩行者^江沼水^(泥カ)

※曲渕宗立斎（生没年不詳）
※菅沼雲仙斎（生没年不詳）
※辻弥左衛門（生没年不詳）
※孕石備前守（生没年不詳）
※馬場藤左衛門（生没年不詳）
※廣瀬治郎左衛門（生没年不詳）

○勢州桑名（三重県桑名市）

※服部林無（生没年不詳）
※杉野覚内（生没年不詳）

○参州池鯉鮒（愛知県知立市）

をはねかけ申候ゆへはらを立馬子をしかり申候、然所に林無相応の時宜も不申馬に乘行過候故弥池田殿衆立腹仕

○時宜＝時候の挨拶。おじぎ。

り、林無を馬より引おろし散々に打擲いたし候所江覚内端より参右之様子を見候て是非を不承三左衛門殿衆を一人抜打ニ切殺し、亦一人に手を負せ候得は残る者共少シ退申ニ付、覚内池鯉鮒の方江足はやに取て返し候を、三左衛門殿衆一人刀を抜覚内を追懸来り候故、間近くなり候と覚内返シ合セなく候へは倒れ申候を、今一刀にて切殺し宮の宿舟場迄足早ニ来り候得は、折ふし出候舟御座候付打乗り桑名江罷帰り、右之段々頭役人迄申聞せ候得ハ早速

○宮宿（愛知県名古屋市熱田区）

忠勝様御耳ニ達シ候ゆへ 忠勝様御玄関迄御出被遊、御直に覚内を御呼被成候て様子段々御尋被成候、覚内申上候ハいか様の儀ニて御座候哉、始之様子ハ曾而不奉存候へとも林無打擲にあい居申所へ私跡より参掛り其段見申候とそのまま

一人切伏壺人に手を負セ候得はにけ散り申候故、右之様子御注進可仕候と奉存引返シ候得ハ、跡より壺人刀を抜追懸来候付、返し合せなくなり候得は倒れ申候ゆへ今一刀にて切殺シ（くたびれ）宮より渡海仕候様子迄委細に申上候得は、御聞届被遊候、草臥可申候間何にても給させ休息致させ候へと御側衆江被仰付、其後大屋小隼人に被仰付、林無を早々桑名へ御引取被遊候処に三左衛門殿方御使者として伊木清兵衛と申者参候、御口上之趣ハ今度御暇被下罷登候付、参州路迄参候処御自分之御家来杉野覚内と申者拙者家来先番歩行者数多切ころし其御地へ帰申候、御僉義被遊急度被仰付被下候へと被仰遣候 忠勝様達 御耳候得は清兵衛御存知之者ニ候間、御逢被遊御直に御返答可被仰遣よしニ而則清兵衛 御前江罷出候処 忠勝様御意被成候ハ、清兵衛其方知る通に我等儀は三左衛門殿とちかい小身者ニ候得ハ蟻のはい来り候も知り候、覚内は此方江不帰候、此覚内と

※大屋小隼人（生没年不詳）

※伊木清兵衛：伊木忠次（五四三—一六〇三）

申奴は軽き者なから我等譜代の者に候故外江遣候ものにて無之候、三左衛門殿家頼覚内を切殺候歟、扱は追失ひ候かと存事ニ候、覚内を尋出此方江御渡シ候得と急度可被申よし被仰候得ハ其時清兵衛一応何やらん可申上様子に相見江候処 忠勝様御声高に清兵衛其方か我等と問答ハ不入事、早く帰り三左江我等かたよりの返答申候得、此上にも不届成使者など被越申候て三左桑名江着岸ハ弓矢八幡及なき事ときひしく清兵衛に被仰遣ゆへ其後ハ何の御届も無御座候よし

又一説ニハ 忠勝様にてハ無御座 美濃守様ニテ御座候よし、両説に承知仕候、右杉野覚内孫杉野重左衛門と申者 中務大輔政長様に御奉公仕罷有候、其後重左衛門を杉野覚内左衛門と名を御改させ被遊候、政長様郡山江在城の節迄ハ相務罷有候

※本多美濃守：本多忠政（一五七五～一六三三）

※杉野重左衛門（生没年不詳）

※本多中務大輔政長（一六三三～一六七九）

○郡山（奈良県大和郡山市）

忠勝様御息女様上州沼田の城にて御裁判被成候事

一 石田治部少輔三成逆心之以前 忠勝様御息女様

権現様御姫様分に被遊、真田伊豆守殿江御縁組被成候筈に相談

御座候ニ付、伊豆守殿御父安房守殿江御申候は

内府の御取持をもつて如此の儀申来候、いかゞ被思召候哉
若不慮之變御座候とも昨今

内府江ケ様の縁に罷成候上は、外江の志無御座御味方可仕と存候

此心底御手前様ニも御同心ニ被思召候ハ、此度 中務聳

に罷成可申のよし被_レ遂ニ御相談一候へハ、安房守殿にも御同心ニ

て一段之儀と被仰候故其後御婚礼首尾仕候、伊豆守殿に

は上州沼田に御座候故則 御前様をぬまた様と申候、然

処に

権現様、景勝御退治として関東江御進発被遊候付、安房守

殿同左衛門佐殿には信州上田より御立伊豆守殿にも

※忠勝様御息女…小松姫(一五七三〜一六〇〇)
○上州沼田(群馬県沼田市)

※真田伊豆守…真田信之(一五六六〜一六五八)

※安房守…真田昌幸(一五四七〜一六一二)

○信州上田(長野県上田市)

※左衛門佐…真田幸村(一五六七〜一六一五)

沼田より御立御供被成候、御留主には 沼田様御在城
被成候、其節 沼田様伊豆守殿江被仰候ハ、御手前様之御
父ニテハ御座候得共安房守殿に者心のしれぬ御人ニて御座候間
御心置被成可然のよし被仰含候得ハ、伊豆守殿ニも御心得被成
候よし御挨拶にて御出立被成候

権現様野州小山まで御出馬被遊候得は、上方にて石田治部少輔
蜂起仕候よし、御注進有之ニ付、父安房守殿心替り被致御
次男左衛門佐殿としめしあわされ治部少輔方可仕候よし
相談御座候ニ付、安房守殿被申候ハ、此儀伊豆守江知セ候てい
かゝと被申候得ハ左衛門佐殿被申候は、いかにも伊豆守殿江
被仰合三人一所に治部少輔方被成可然よし被申候付、左
候て伊豆守殿にしらせ可申候、もし伊豆守不同心ニ候者指
殺し候得と左衛門佐殿江被申付、ひそか成所江伊豆守殿を
御よひ候て安房守殿被申候は今度治部少輔方ニ罷成

○野州小山(栃木県小山市)

可申候者一かとの大名に取立くれ可申のよし申越候、其方も同心に候て治部少輔方江罷成可申由被申候得は、伊豆守殿涙を御なかし扱く無勿体御思案に奉存候、最前中務掣に罷成候時分、如何様の變御座候とも心替り不仕内府江一味可仕のよし申上候得ハ、御同心被成候故 中務掣ニ罷成候、此段は是非く思召御留り被成可然奉存候よし再三諫言被成候得とも安房守殿一円同心無御座候ゆへ左候て不及是非候間此儀を

内府様江可申上候よしヲ伊豆守殿被仰候得共、安房守殿とかく承引不被成候ゆへ伊豆守殿御舎弟左衛門佐殿を急度御にらミ被成、其方儀父安房守殿御老耄被遊候とも諫言を申上候てこそ尤なるへきに左ハなく却而悪心をすすめ奉り候て不届千万なりと御しかり候得は、左衛門佐殿とかくの返答無御座ニ付、伊豆守殿其座を御立被成候夫より俄に安房守殿陳中さわき立候て野州犬伏宿

○野州犬伏（栃木県佐野市犬伏中町）

より御引返被成、沼田を御通り被成候節先達而

沼田様御家老とも方へ御使にて被仰越候ハ、御用御座候て上方江御越被成候、其許にて暫休息可被成よし被仰越候故ぬまた様御聞被成伊豆守殿にも御同道被成候哉やと御使者に御尋させ被成候得ハ、伊豆守様には御越不被成候と申上候ニ付、はや沼田様御合点被成様子具に御聞せ被成候得は、御心替りのよし申ニ付、則御返事ニ被仰進候ハ、上方江御用ニテ御越被成候よし御大儀ニ思召候、此城ハ伊豆守殿御出馬の節急度われらに御預ケ置被成候間、城内江御入被成候事ハ必御遠慮被成可被下候町宿を申付候間、夫江御入被成御休息可被成のよし被仰進、御城内江は中々御入不被成候、其上御家老ともを被召出故かたく門々の番等申付候得は、被仰付御広間江長刀を上郎衆に御持セ被成御出候て万端以下知被成候よし、夫故安房守殿御父子城内へ御入被成候事

成不申、町宿江御着候て御支度を被成候処 沼田様被仰付候は、男を遣候て定而喧嘩を可仕候間はした女を遣候得と被仰付、はした女の丈夫成を廿人ばかり赤まいたれを仕らせ棒を御持セ被成、安房守殿御座候町やど江被遣、御支度調候てはやく御立被成候得と声高ニ申候ておゐたて候得と被 仰付被遣候、夫ゆへ安房守殿御父子少の御滞留も被成不申、直に上田江御通り被成候よし、其後伊豆守殿より 沼田様江安房守殿左衛門佐殿心替り被成候趣被仰進候よしニ御座候

右之御物語は 甲斐守様、真田伊豆守殿御出被成御直の御咄にて御座 甲斐守様御家来溜田古文与申者其時御次之間に罷有、伊豆守殿御直の御咄承慥成御儀御座候

○まいたれニ前垂れ。前かけ。

※甲斐守…本多政朝（二五九〇～一六二〇）

※溜田古文（生没年不詳）

○慥成ニたしかなる。

権現様江真田伊豆守殿ニ心無御座終始御味方被成候事

一 上杉景勝御退治として

権現様関東御出馬之刻、真田安房守とのニハ御子息伊豆守殿・左衛門佐との御同道にて御供被成候得共、石田治部少輔蜂起申候注進御聞候と其まゝ安房守殿・左衛門佐との兩人ハ道より信州江御引返し上田の城江楯こもらせられ候伊豆守殿ニハ曾而御同心無御座、御親子御引わかれ候て

権現様御味方被成候故安房守との被申候は、親子引わかれ弓矢を取習ひむかしより有之事ニ候間、伊豆守心次初(第)と被申候よし、依之いよく伊豆守殿ニは御別心無御座御味方被成候、其節伊豆守殿江

権現様御意被遊候ハ、同姓安房守上田江楯籠候か其方ハ不参加と御意被成得ハ、伊豆守との御請被仰上候は、私おやなから

も不届奉存候よし被申上候故、左様に存候者其まゝ相務候様
と被仰出候、其以後伊豆守殿段々御忠節成御働有之候ニ付
権現様御意被遊候ハ其方望の(衍字)所有之候者何れの地にて
も可被下置のよし被 仰出候処、伊豆守との被仰上候は、左様
に被思召被下候者同姓安房守父子が一命を御たすけ
被下候ハ、難有奉存候のよし御頼候処

権現様御意被成候ハ、兩人御助け被遊義は難被成おほしめし候
間其方へハ沼田十万石可被下との御意御座候よし、伊豆守との
被仰上候は、其段者難有仕合奉存候へとも何とそ安房守
父子か一命を御詫言為可申上随分愚案及申所は御奉公
たてを仕候よし、達而御詫被申上候ゆへ其儀ならハ兩人の命
其方御奉公始りに御ゆるし被成候間、早々高野へ遣し候得と
被仰付候よし

○高野（和歌山県伊都郡高野町）

忠勝様御隠居被遊候節、木村久大夫江御物語被遊候事

※木村久大夫（生没年不詳）

一 忠勝様御隠居被遊候節 美濃守様御家来木村久大夫と申

者、其外御譜代御家来三、四人申合御機嫌伺に参

御目見仕候折節、御機嫌能御様体にて被成御座候ゆへ乍憚御軍法の御物語承度奉存候よし申上候得ハ、尤のよし被仰御物語被遊候ハ、皆々ハ一樸をつかい候とも不便かり情をかけ候てつかふへく候、其者まこと難有と存候得は、用ニ立申候、雀の子をそたて後にハさいに付候様につかい可申候、戦場にてハ其場の様子を見はからい少も高キ所に人数を立る者ニ候、勝負ハ時の見合有之物のよし 御意被成、其後 美濃守殿ニも人数つかいめされ候間、とかく家来共真実に忝と存候様につかひめされ候へと可申上の旨 御意被成候よし

○一僕一人の召使。
○不便（憚）かり目をかけてやさしく、大事に扱う。

一 或時 忠勝様戦場にて寒氣之節棲楼江御あかり被遊敵の様子御見合被遊候得は御家来とも下より奉見

○棲楼（せいろう）井楼。戦陣で、敵陣を偵察するために材木を井桁に組んでつくるやぐら。

殿様には風(風邪)を御引可被遊に早々御おり被遊候得と何も御譜代衆申上御大切に奉存御心安御奉公つかまつり候よし
右之御物語木村久大夫世倅御物頭木村孫右衛門
と申者 内記様に罷有語伝候

※木村孫右衛門(生没年不詳)

権現様江 忠勝様被 仰上候御咄の事

一 駿河の御城は

権現様御繩張被遊候、最前ハ八町程江戸の方に御座候を御引被成御築被遊候よし、然処に 御城内を浅間山より見入申候ゆへ其段如可有御座哉と 忠勝様被仰上候得は
権現様御笑ひ被遊、浅間山より見ゆるか面白と御意被成候得ハ
忠勝様には御心入はや御合点被成候よし 此段は城制
の秘事故略仕候

権現様、本多佐渡守殿江の 御意には天下分目の合戦なと

可有ならは何方ニ而可有哉と 御尋被遊候得ハ、佐渡守殿御請
には合点仕居申候と被仰上候、其後 忠勝様江 御尋
被遊候へハ関ケ原可然と被仰上候よし、重而井伊兵部とのへ
御尋の節も同前ニ被申上候よし、其已後佐渡守殿江先日合点
仕候と申上候戦場の儀はいづれか能と存候哉と重而 御尋
被遊候得ハ、関ケ原能可有御座と心付罷有候よし被申上候得は
権現様三人の存知寄一致なりと 上意にて御感心被遊候よし
右ニケ条布施源兵衛話申候

一 勢州桑名の御城 忠勝様御縄張ニテ御築被遊候よし、御城
出来仕候已後 御意被成候ハ、御小身故海を御受被成御築被
成候御大名ニ候者土田山に御取可被遊ものをと 御意被成
候よし御家来内山作兵衛と申者語伝候、則土田山と申所桑
名を一里ほど出船仕候得は見江申候、然とも只今の御城

※内山作兵衛（生没年不詳）

海表の御要害被成様上方押江段々掛矢かり場□□陽
和合仕候虎口の御取被成様堅固ニ被仰付候御城のよし世上
にて 忠勝様御繩張を奉感候

大坂御陣の節

忠朝様御討死之事

※本多出雲守忠朝（五八〇一六二五）

一

元和元年五月七日大坂御陣の節 忠朝様江御先手被

仰付候故御本望被思召候よしにて御家頼共（来）を被 召出

今度大名多有之候に小身の某御先手被 仰付御大悦ニ

思召候、弥忠節を励し可申よし段々御軍法等之儀被

仰付御出馬被成候、然処御召の御馬物前にて両度に及

臥申候よし一度は御けたて被遊候所二度目に臥候節は御

家来三宅軍兵衛側に罷在御馬取に沓をひらき候様

にと申付候得は

※三宅軍兵衛（生没年不詳）

出雲守様御聞被成物前の馬に沓をうち候哉にくきやつ

と御馬とりを御しかり被遊候由、尤沓はうち不申候ども御馬も御討死を悲み申候哉両度臥申候ゆへ御機嫌損候をきのとくに奉存、其時の御挨拶に軍兵衛御馬取に沓をひらき候得と申付候よし、扱敵前に罷成候得は御冑の忍ひの緒をまむすひに被遊はしを御切すて被遊候故、御家来とも弥御討死の御覚悟と奉存候、其後敵陣江深く御すゝみ被成候を権現様より御覧被遊 出雲守か手はやり過候間、制止候得と御下知御座候得とも、早森豊前守か備江御馬乗込れ御突散し被成候、あとへの御下知にて御座候得ハ其段も御聞届不被成夫より天王寺南阿部野海道筋江懸入く御たゝかひ被遊候処豊前守センか兵一命を捨相たゝかい、敵は多勢御味方はまはら懸に御座候よし

此時酒井宮内殿胴勢合戦仕押大（鼓カ）鞆の打様を存不申候ニ付 出雲守様御人数までまはらかけに懸入候故後には 出雲守様御壱人之様に御討死被成た

※森豊前守…毛利勝永（二五七八〜一六一五）

○天王寺（大阪府大阪市天王寺区・阿倍野区）

※酒井宮内…酒井家次（一五六四〜一六一八）

ると相見へ申候よし、小幡甚兵衛殿書物聞書に御座候
※小幡甚兵衛…小幡景憲(一五七二—一六六三)

然とも 出雲守様には御勇力御座候剛将にて被成御座候ゆへ
人馬ともに突散らされ後には御馬も御乗はなし被成御
働被遊候へ共、てき大勢にて取かこみ終に御討死被遊候由
其節御家来小野勘解由 出雲守様より少御先に討
死仕候よし、大屋作左衛門は 正朝様御死骸にくみ付討死
仕罷有候よし
※小野勘解由(？—一六一五)
※大屋作左衛門(？—一六一五)

大坂軍記には本多出雲守忠朝ハ兼而死を心懸深進
て森豊後守兵と戦城兵を突崩し天王寺南門の先
に至る、森か兵も命を捨て責戦ふ、忠朝は無双の勇
将力は人にすぐれたり、上総の領地を出ル時鉄の棒下
部四人して持なり、彼棒を以て四方をなく敵此いきお
いに恐れて近く者なし、其後鎧を以て敵とも余輩と攻
合家人小野勘解由・大屋作左衛門左右に有て能働時に松平
丹波守康重使ヲ以て救ハむといゝおくる忠朝聞テ某死
後にはとも角もと言捨て敵の中へ駈入鎧にて敵数人

※松平丹波守康重(一五六八—一六四〇)

※森豊後守…森高治(生没年不詳)

を突落小野勘解由真すくに敵陳にかけ入城兵鎧を揃て空につきあけたり、忠朝続て乗入馬をも乗者なし十方に敵を突強く働立所をさらす討死す、生年三十四歳家康公本多美濃守を召て同名出雲守討死をとくる頗御

憐惜のよし被仰候、亦依 仰出雲守家人相働の輩

に美濃守感状を授ル小鹿主馬・大原物右衛門・山本只右衛門

柳田平兵衛・窪田傳十郎等也、七月十七日本多出雲

守忠朝が遣領上総大多喜五万石本多甲斐守政朝

に給る

右之通大坂軍記御座候、併御感状は

甲斐守様より右五人ニ被申置候其御文言に

今度於大坂表五月七日御合戦之刻、鎧を仕手柄之段

令成候、因茲為加増知行何百石於新田野郷内令扶

助候、弥励忠節者也仍如件

※小鹿主馬（生没年不詳）

※大原物右衛門（生没年不詳）

※山本只右衛門（生没年不詳）

※柳田平兵衛（生没年不詳）

※窪田傳十郎（生没年不詳）

元和元年卯

霜月十五日

本多甲斐守

御名乗御判

何かし殿

右五人に被下候御文言同前、但御加増は本知一倍宛軍功に被下置候

一 慶長十九年大坂御合戦之節

忠朝様御麾下真田河内

守殿・同内記殿・秋田城之助殿・浅野采女正殿・松下石見守殿・植

村美作守殿・御目付須賀撰津守殿元和元年五月七日

同所御合戦の節も 出雲守様御麾下右同前のようにし

右之物語は蜂須賀主米と申者大阪御陳寅卯

ともに美濃守様御供仕慥成働仕候よし、右之主

米物語仕候趣承伝候、元禄八乙亥迄八十壹年

に罷成候

(一六一四)

※真田河内守：真田信吉（一五九五～一六三五）

※真田内記：真田信政（一五九七～一六五九）

※秋田城之助：秋田実季（一五七六～一六八〇）

※浅井采女正（不詳）

※松下石見守：松下長綱（一六一〇～一五八）

※植村美作守

※須賀撰津守

※蜂須賀主米

一心寺に 忠朝様御廟所御座候、四方築地に仕御石塔

○一心寺（大阪府大阪市天王寺区逢坂）

高サ二間余御法名 前本多出雲守藤原朝臣忠朝三光院
殿岸誉良玄居士元和元年乙卯五月七日御石塔の御左右
に御家人討死仕候面々石塔御座候、於_レ于_レ今西国御大名
衆大坂御城番の御衆中一心寺江御参詣被成候節は
忠朝様御廟所江御尋被成御拜被成候よし住持物語仕候

内記様 江御家来二侯主悦之助御先祖様御力量

※二侯主悦之助

の御咄仕候事

一 播州姫路に 内記様被成御座候節、明石の城主小笠原左近
との御所替にてひめしより御番城にて御座候よし、其節
内記様明石江御越被成御本丸御巡見可被成と 思召御越
被成候処、御城の御門に錠おり御座候ゆへ御案内仕候、御家来かぎ
をわすれ取に帰候内御待兼被成其段御立かゝり錠前

※小笠原左近…小笠原忠真（二五九六～一六六七）

を何のくもなふ 内記様御引拔被成候よし、其節御家
来に力量御座候二侯主悦之助と申者御供仕候、御帰之節
道中ニ而御慰に小竹を根こきに仕懸ニ 御目一申候よし
御帰已後主悦之助を被召出腕おし致シ見候へと被仰
出則御相手に罷成候よし

内記様にも二侯には御力御及不被成候よしニテ御誉被成候得
は其時二侯申上候ハ、力なとも御子孫様ほと御おとり被成
候ものと乍憚奉存候、子細は 出雲守様登御相手^(と)
に罷成腕押仕候得は只今御前様と私ほとちかひ

出雲守様ニは御力量御座、候其節 出雲守様御咄被遊候
は、勢州桑名にて 中書様小舟ニ被為召 出雲守様
にも御同船にて御城廻りの時、よし原の根本御通り被遊
候節 出雲守様江 中書様被仰候はかいにてあ
の葎をなくなり候て見候得と被仰候ゆへ 出雲守様
かいを御取被成片手にて御なくなり被遊候得は三間程

の内ひしくと伏申候よし 中書様御覽被成、扱々
ひかいですなり我等なく見せんと被 仰件のかいを
御取揚被成、御片手にてさしのへ御なく被遊候へは葎根本より
式尺程置鎌などにてかりし様にことく切れ申候
よし其かいのもとを持候ては大体の者式人にて自由
にはあかり不申候由 出雲守様御咄にて承知仕候
然は御先祖様程段々御力量も被為益候と奉存候
内記様御若キ時分ニ候主悦之助御物語申上候よし
出雲守様桑名ニ被成御座候時分ハ 内記様と申候由ニ御座候

一 御当家御系図書被仰付候節 内記様林道春御
頼被成御系図出来仕候間 公儀江可被差上と思召候
処に 紀州様より久世三左衛門と申仁為御使者被仰進
候ハ御系図出来仕 公儀江御上ケ被成候てハ御披

※林道春：林羅山（二五八三～一六五七）

※久世三左衛門：久世広宣（一五六一～一六二六）

見も難被成思召候、いまた御上ケ不被成内御一覽被遊度思召候、如何成可申候哉と被仰進候付、則御系図被遣候御返進被成候刻 忠勝様御武辺の場所二、三ヶ所紀州様より御書付被成此等之御武功御系図落申候、自然御書落被成候哉と被 思召御書付被成被進候よし、然とも御系図認り申候ゆへ 内記様御意被成候は 忠勝様の御武功尽く書集候_者はてし有間敷候間、もはや御上可被成候よし被 仰、右三ヶ条之御武功之儀は御系図に入不申候よし 紀州様には 忠勝様御武功御覚書御座候よし 内記様御家礼山本_(来) 只右衛門弟山本勘介と申者物語仕候

※山本勘介(不詳)

小幡勘兵衛殿御書物之内にケ様之儀御座候書拔候而入御覽申候

一 大坂初か後かの御陳に成瀬力隼人の腰ぬけ八何と毎遅きそ

※成瀬隼人：成瀬正成（五六七〜一六五）

早く参候様にと御召状被遣、隼人腹立せしめ我等を腰ぬけと御申候か左様に被仰候御前も信玄には後れを御取被成候登怒／＼罷出ル御前江出候ては久布弓矢無御座候故油断仕おそく参候、然とも尾州の士卒承候処なる故悪口申上候と申候へハ、能申候左様之所をは如何程申候てもくるしからす候

○久布ニひさしく。

中書様、兵部・式部など死て後何も弓矢のすへ不存汝ハすこし其意有と御意にて御感のよし

一 大閣より奥州江御国替之儀申こさると有之時 中書式部・兵部などハ少も上方辺をとこそ存候に、奥州迄は迷惑成儀と申腹を立仰には百万石御加増有之□^ハ奥州江成とも可被成御座物成の善悪にも御かまい無之候、左様ニも候者御人を被召抱三万御留主に被為残置五万ニて御上り候者天下に手に立者は有間布と被

仰候、其後大閤如何被思召けん奥州江の御国替ハやミ申由
一 権現様江大閤より中書・式部・兵部に加増被下候へ、右三人に如何
程可被下哉と間に来と内々十万石宛可被下と思召候得共
此方より拾万石と被仰候ては其上を亦大閤まし可給
と被 思召六万石宛可被下と被 仰遣候得は御推量
のことく夫は少し十万石つゝ与被申其通りに相究ル
重テ出目有之様に縄をつめす知行割可有之と被
成御推量候処に是も御さけすみに不違其通りなり
右三人大閤より手を入引付たくおもひ給ふゆへに方
懸志を以て右之通のよし

一 長篠合戦の時

権現様御左右に内藤四郎左衛門、一ニ植村出羽守、三ニ本多中務
四ニ榊原式部、五ニ水野宗兵衛を被為置
三十郎様御左右に一ニ石川伯耆、二ニ平岩主計、三ニ内藤

※内藤四郎左衛門：内藤正成（五二八～一六一）
〇一

※水野宗景

※三十郎：織田信包（一五四三～一六一四）
※平岩主計：平岩親吉（一五四一～一六一二）

甚五左衛門、四ニ植村庄右衛門等被為置也、信長公の左右に柴田と稲葉一鉄を置給ふ

一 長久手にて御勝利小幡の城江為入大閣は不知之
四万五千の人数にて押出す、亦小牧にてハ本多中務
鉄炮の音を聞御無勢なり一定御負にて可有無御心
許間出んといふ左衛門尉、伯耆守ハ請取の場を指置て
何方江可出と言て不同心、中務申候ハ受取の場も御
討死の上は不入とて手勢八百はかりにて小牧を出
大閣の備間ちかく押て通ル大閣は

権現様御出被成候歟と無心許内々おもひ給ふ中書心
中ニハはや御頸を取て敵は引取と心得物見を出シ足
軽をかけてしきりに進む、伯耆守等も小牧に居かた
く覺て半時計も跡より出ル、大閣の人数弥おとろき
権現様御出馬うたかハなきとて混乱して逃行

※内藤甚五左衛門：内藤忠郷（生没年不詳）
※植村庄右衛門：植村正勝（一五三〇～一五九〇）
※柴田勝家（一五二七～一五八三）
※稲葉一鉄：稲葉良通（一五二五～一五八九）

中書すゝみ行とて御長柄持に逢様子を聞は小幡江
はや御入被成候と申ニ付、是にて弥いさんて御迎に小幡江行
敵方ニハ此時蒲生飛驒、細川越中兩人ハ龍泉寺江上り

権現様小幡江御入被成候を早ク見付候ニより脇にひかへて
此時一同に敗軍せず、是ヲ上方ニて手柄とす、伯耆守も
以来の為を存知龍泉寺の土手の内江入て小屋千
間計焼左衛門尉壱人只も居難く手先の小屋三千
間計焼て小牧江帰ル扱

権現様は夜ニ入ひそかに小牧江御帰被成、此時追討の頸
を手々に持来ル時、甲州衆は首を其俣塩手に
付来ル、其外は鼻ばかりかき来ルを御覧被成ケ様
之事迄も甲州の仕形ハ利発なりと御ほめ被
成、鼻ばかり持来ては如何様の者を討たるとも
不知、其上追討の首は三ツ四ツ多は取ても不入□_モの
也、それ程迄は塩手に付らる弓矢に利発なる

※蒲生飛驒守…蒲生氏郷（二五五六〜九五）
※細川越中守…細川忠興（二五六三〜一六四六）

様子も御感候なり

一 姉川合戦の御加勢に御出馬之節、高天神の小笠原別

○高天神（静岡県掛川市上土方）

方より御手に属すといへとも城頭郡を領知して

○城頭（東）郡（静岡県菊川市周辺）

大身成故御跡にて甲州江の手替りを無御心許思召
就夫今度の御供に可被召連由にて六月廿三日吉田に
被成着小笠原か来るを御待被成小笠原には手勢
を半分わけ留守居に御残させ被成、甲州より高天神を
可取との御用心なり、亦御留主居のために御人数五千御
残し置被成ケ様の御仕置に御手間被為取候故江州江お
そく御着陳なり、信長公三万五千の人数にて発向
也、何も今度の一戦

権現様をたのミ致す所におそく御着陳ニ付若御出
馬不被成儀も可有え儀と何も無心許存知、然所
に小谷より三りこなたとす被成御座候、翌^{ヨク}日昼時分

○小谷（滋賀県長浜市湖北町）

小谷江 御着被成候、則信長公江 御対面被成信長公
ハ床机に腰をかけ白帷子の上に桐のとうの付たるや
わた黒の皮羽織着て笠をかふり居給ふ床机方
下りて笠をもぬかす 家康公江来給ふかと

○やわた黒||純黒に染すた柔難な革。

宣則しきたひ被成、扨今度の御先手をと内々思召
候所池田紀伊守前広に申こむにより被仰付処に
権現様御先をいろく御望被成候得共、信長公もわけ兼て
居給ふ、池田も達而望むに付て信長公あつかい給ふ最
前より池田望候間、此度は御堪忍被成候様に惣而合戦
ハ二の手か大事の物なる間

○しきたひ|| (色代) 深く頭を下げて挨拶
すること。会釈をすること。
※池田紀伊守：池田恒興 (二五六〇八四)
○前広に|| (まえびろに) 前もつて。あら
かじめ。かねてより。

権現様二ノ手を御かため候様にと被申、池田ハ何とて二ノ手
迄やり立へきとつぶやく、右之様子ニ付無是非二ノ手を
御受取被成、左衛門尉・伯耆守・平八・小平太・鳥井彦右衛門・松平
周防・大久保七郎右衛門何も御供なり、大須賀五郎左衛門は
所勞の事有て御残置被成候

※鳥居彦右衛門：鳥居元忠 (二五三九一六〇)
○
※松平周防守：松平康親 (二五二〇八三)
※大久保七郎右衛門：大久保忠世 (二五三二
九四)
※大須賀五郎左衛門：大須賀康高 (二五七
〇八九)

六月廿八日敵味方段々に浅井備前守三千の人数を以て池田備江向ひ浅井か勢剛の者ともゑいとう声をあけてつきかゝるにより被押立て崩れかる、左衛門尉此様子を見て何とてはしめの様子と違ひたると悪口して長刀を以て崩かゝる人数を払除る、紀伊守もゝのあたりへ少当る

権現様先手の所は不見か大事の物前にて不入事を申と御留被成、敵は是を追て信長公の御旗本迄押懸る故一町余りも退給ふ

権現様八川向ニひかへたる朝倉か手へ被為向、先小笠原壱人に被仰付御備をはなれて川を御こさせなされ朝倉一万五千を段々に備て小笠原に懸て相戦内 左衛門尉・伯耆守平八・小平太等河の上瀬を段々ニ越横合に懸て切崩す敵ともかさみ来ルより御先勢すゝ見兼御旗本何を

○先勢ニ先陣。

被為越事おそく成本多平八河向にて敵を追行はらハ進
弓を三度おこして則敵三人討ふする彦坂小刑部も三ツ矢
をおこすといへ共敵にあたらすとてくいかへ申候、其うち
川をこせられ朝倉勢敗軍す、信長公ハ右のことく浅井
に被押立給ふか

※彦坂小刑部：彦坂元正（一六一四）

権現様御勝利を見て諸卒を勇免越前の胴勢

家康切くつしたまふぞいつれもかゝれと下知し給ふ、是にきお
ひて何も立直し防て脇にひかへたる美濃の三人衆浅井が
手江横合にかけ入、依え何も敗軍の初小笠原か手河ヲ
こしたゝかふ時小笠原か兵渡辺金太夫川端の堤のうへ
に乘行はれなる鎧を合る、信長公見給ひ天下第一の
鎧とほめ給ふ、後に被 召出御盃に貞宗の脇指ヲ相
添御感状ヲ給る、此時伏木久内・林平六・伊達与兵衛・吉原
亦兵衛・中山是非之助五人金大夫より捨間ばかり先立行
鎧を合するといへとも堤のかけなるゆへ信長公不見給

※渡辺金太夫（一五三〇）

※伏木久内（生没年不詳）

※林平六（生没年不詳）

※伊達与兵衛：伊達房実

※吉原亦兵衛（生没年不詳）

※中山是非之助（生没年不詳）

ニテ御感に不頼扱事済て後信長公

権現様に向ひ今度の合戦御手からを以て勝になり
申候と手を合てよろこび給ふよし

右六ヶ条 忠勝様御武功の儀御座候ニ付

小幡勘兵衛殿御書物之内書抜差上申候